

# 教育子ども委員会報告資料

- 報告第35号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について  
・・・ P 1
- 報告第36号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について  
・・・ P 4
- 「議案第158号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の関連  
報告について  
・・・ P 6
- 西新小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について  
・・・ P 7
- (仮称) 全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他工事請負  
契約の締結について  
・・・ P 18
- 春住小学校校舎その他改築工事請負契約の締結について  
・・・ P 28
- 福岡市子ども読書活動推進計画(第4次)の策定について  
・・・ P 41
- 留守家庭子ども会の名称変更について  
・・・ P 44

令和4年9月  
教育委員会



## 報告第 35 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
  - (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

## 別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	円 165,948	令和4年 1月31日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	172,806	令和4年 2月28日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	172,806	令和4年 2月28日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	99,560	令和4年 2月28日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	128,365	令和4年 2月28日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	128,365	令和4年 2月28日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	52,429	令和4年 3月31日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	109,754	令和4年 3月31日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	149,074	令和4年 3月31日	令和4年 7月11日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	149,074	令和4年 3月31日	令和4年 7月11日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	354,867	令和4年 3月31日	令和4年 7月11日

<p>個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情 報については揭示して おりません。</p>	<p>354,867</p>	<p>令和4年 3月31日</p>	<p>令和4年 7月11日</p>
<p>個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情 報については揭示して おりません。</p>	<p>132,031</p>	<p>令和4年 5月19日</p>	<p>令和4年 7月25日</p>

## 報告第 36 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。  
との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

## 別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	円 277,131	令和3年 12月20日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	216,006	令和3年 12月20日	令和4年 6月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	183,335	令和3年 10月26日	令和4年 7月25日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	178,096	令和3年 12月20日	令和4年 8月15日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については揭示して おりません。	178,096	令和3年 12月20日	令和4年 8月15日

## 「議案第 158 号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案」の関連報告について

### 1 改正の理由・内容

住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため、飯倉中央公民館の移転に伴いその位置を改める必要があるため。

### 2 施行期日

教育委員会規則で定める日

### ○福岡市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

現 行	改 正 案																
別表第 1	別表第 1																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">中略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市飯倉中央公民館</td> <td style="text-align: center;">福岡市早良区飯倉二丁目</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">以下略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	中略		福岡市飯倉中央公民館	福岡市早良区飯倉二丁目	以下略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">中略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市飯倉中央公民館</td> <td style="text-align: center;">福岡市早良区飯倉三丁目</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">以下略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	中略		福岡市飯倉中央公民館	福岡市早良区飯倉三丁目	以下略	
名 称	位 置																
中略																	
福岡市飯倉中央公民館	福岡市早良区飯倉二丁目																
以下略																	
名 称	位 置																
中略																	
福岡市飯倉中央公民館	福岡市早良区飯倉三丁目																
以下略																	
別表第 2 (略)	別表第 2 (略)																



## 西新小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について

### 1 契約概要

工事件名	西新小学校校舎増築その他工事	
工事概要	教室棟増築工事 ・教室棟1,472.01㎡(S造3階建) ・渡り廊下65.44㎡(S造平屋建) ・ELV棟70.84㎡(S造4階建) ・上記に伴う影響範囲における外構工事及び 既存校舎との接続部分における改修工事	摘要(別途工事)
		○建築工事(西新小学校職員 室増築その他工事) ○木製建具工事 ○黒板工事 ○衛生設備工事 ○電気設備工事 ○昇降機工事 ○空調設備工事 ○ガス設備工事
工事場所	福岡市早良区西新六丁目4番1号	
工事期間	令和4年6月24日から令和5年3月14日まで	
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和4年6月15日	
契約年月日	令和4年6月23日	
落札者	西鉄建設 株式会社	
契約価額	369,141,300円 (うち消費税及び地方消費税相当額 33,558,300円)	
予定価格	410,157,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 37,287,000円)	
失格基準価格	369,141,300円 (うち消費税及び地方消費税相当額 33,558,300円)	

#### 【参考】 入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	西鉄建設 株式会社	
	株式会社 北洋建設	
	アスミオ. 株式会社	辞退

## 2 入札結果

### (1)技術評価点の内訳

評価項目		配点	
提案項目	項目1 技術提案	鉄骨の製作精度の向上や確実な施工について [着目点] 本施設は、小学校として長期的に使用される重要な施設であるため、構造体である鉄骨の加工精度や建方精度の向上を図るなど品質管理が重要である	10
	項目2	学校敷地内における第三者への事故防止対策について [着目点] 本工事は、学校関係者(職員や児童など)の動線が工事ヤードに近接しており、また、工事関係車両との動線が重複するため、学校敷地内における第三者への事故防止対策が重要である	10
小計 a		20.0	
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	6
		工事成績優良業者の表彰実績	
		同種工事の施工実績	
		品質管理への取り組み	
	技術者の能力	資格の保有状況	2
		同種工事の施工経験	
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	4.5
		災害対策協力企業	
		本店所在地	
	社会・信頼性の企業性	競争入札参加停止措置状況	(-2) <sup>※</sup>
小計 b		12.5	
加算点 a+b		32.5	
標準点 c		100	
技術評価点A (a+b+c)		132.5	

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

### (2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)

### (3)評価値

評価値  $A/B \times \alpha$  ( $\alpha$ は数値調整のための係数)  
(予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha = 100,000,000$ )

落札者			(単位:点)		
名称	西鉄建設 株式会社		名称	株式会社 北洋建設	
区分	提案数	点数	区分	提案数	点数
A(2.0)	3	8.5	A(2.0)	2	8.5
B(1.5)	1		B(1.5)	3	
C(1.0)	1		C(1.0)	0	
D(0.5)	0		D(0.5)	0	
E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0	
A(2.0)	3	9.0	A(2.0)	2	5.5
B(1.5)	2		B(1.5)	1	
C(1.0)	0		C(1.0)	0	
D(0.5)	0		D(0.5)	0	
E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	2	
17.5			14.0		
4.534			3.600		
2.000			1.000		
4.000			3.000		
減点なし			減点なし		
10.534			7.600		
28.034			21.600		
100			100		
128.034			121.600		

335,583,000	365,000,000
-------------	-------------

38.1527	33.3150
---------	---------

### 3 落札者の技術提案の概要

項目 1	<p><b>鉄骨の製作精度の向上や確実な施工について</b></p> <p>本施設は、小学校として長期的に使用される重要な施設であるため、構造体である鉄骨の加工精度や建方精度の向上を図るなど品質管理が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目 2	<p><b>学校敷地内における第三者への事故防止対策について</b></p> <p>本工事は、学校関係者(職員や児童など)の動線が工事ヤードに近接しており、また、工事関係車両との動線が重複するため、学校敷地内における第三者への事故防止対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>

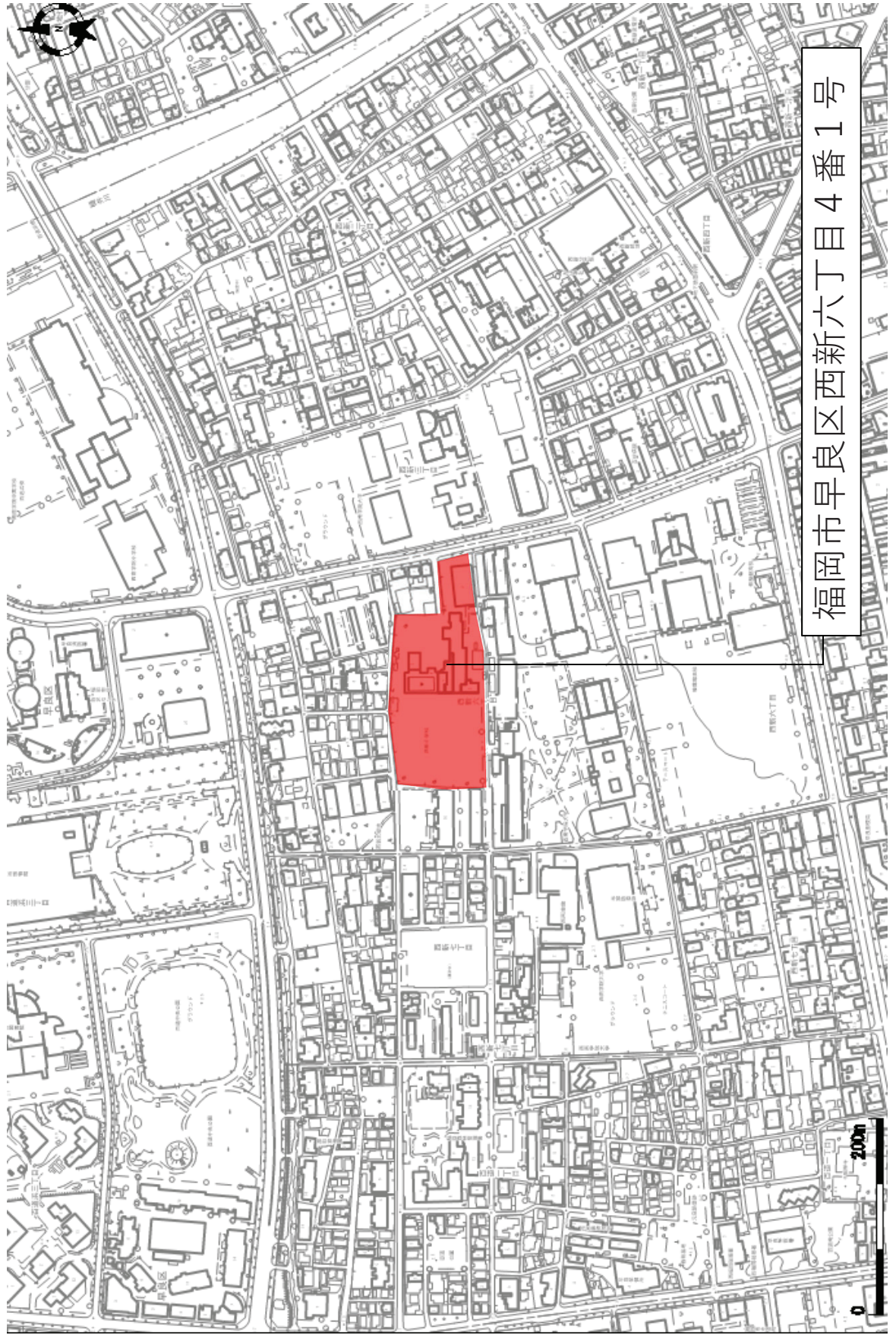
#### (参考)評価項目の内容

##### (2)企業評価項目

評価項目		評価内容
企業 の 施 工 能 力	工事成績の実績	平成24年4月1日～令和4年4月13日の間に、福岡市が評定通知した同一業種工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	令和2年4月14日～令和4年4月13日の間に、福岡市が発注する同一業種工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成24年4月1日～令和4年4月13日の間に竣工した同種工事の施工実績により評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	品質管理への取り組み	ISO9001の取得のある者を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技 術 者 の 能 力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成24年4月1日～令和4年4月13日の間に竣工した同種工事の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社 会 域 貢 献 ・	社会貢献・政策貢献	福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	今年度4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で本市に本店が所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
企 業 信 頼 の 社 会 性 ・	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間が係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)



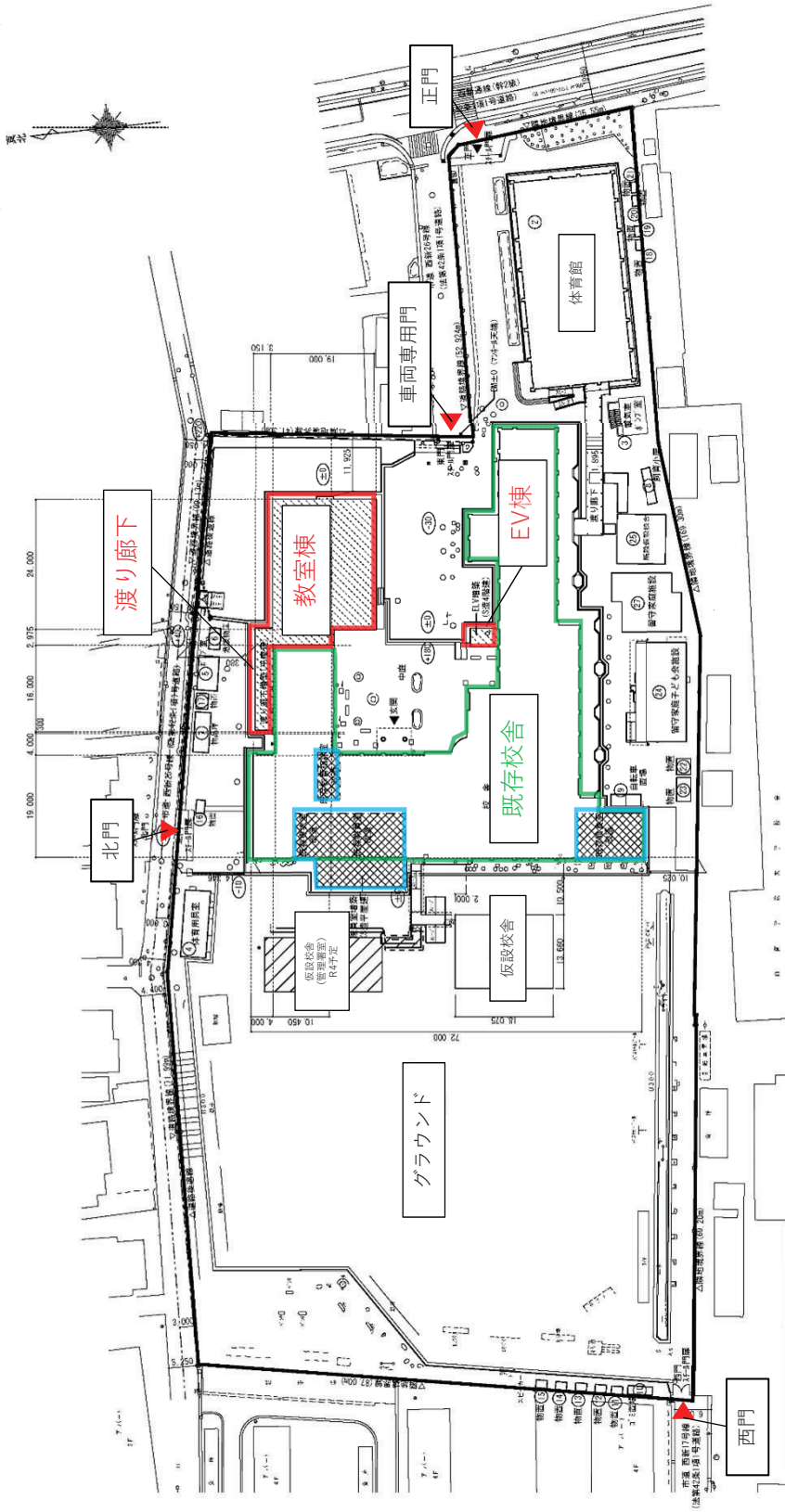
位置図



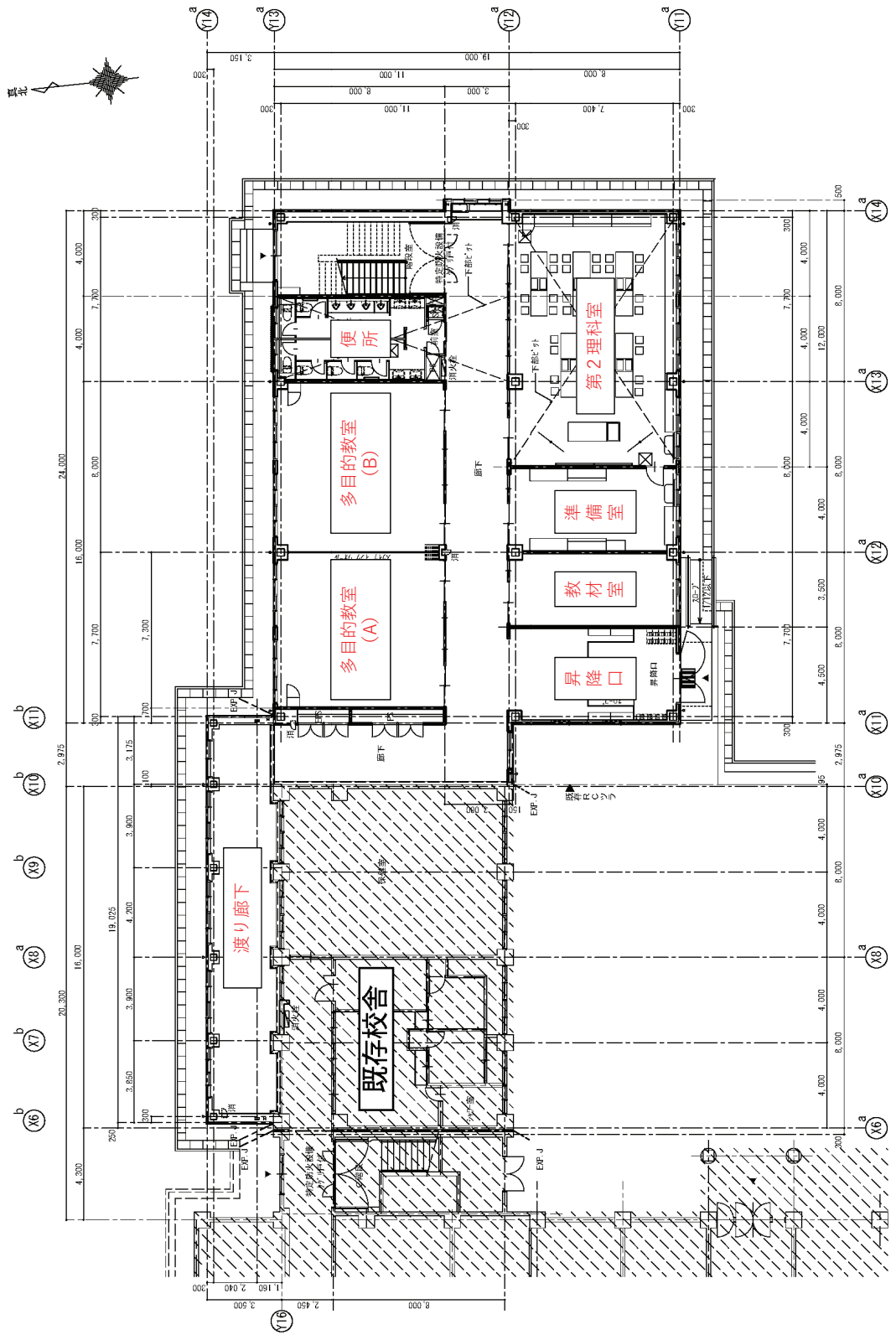
福岡市早良区西新六丁目4番1号

# 配置図

- 校舎増築その他工事
- 既存校舎
- 職員室棟増築その他工事 (別途工事)

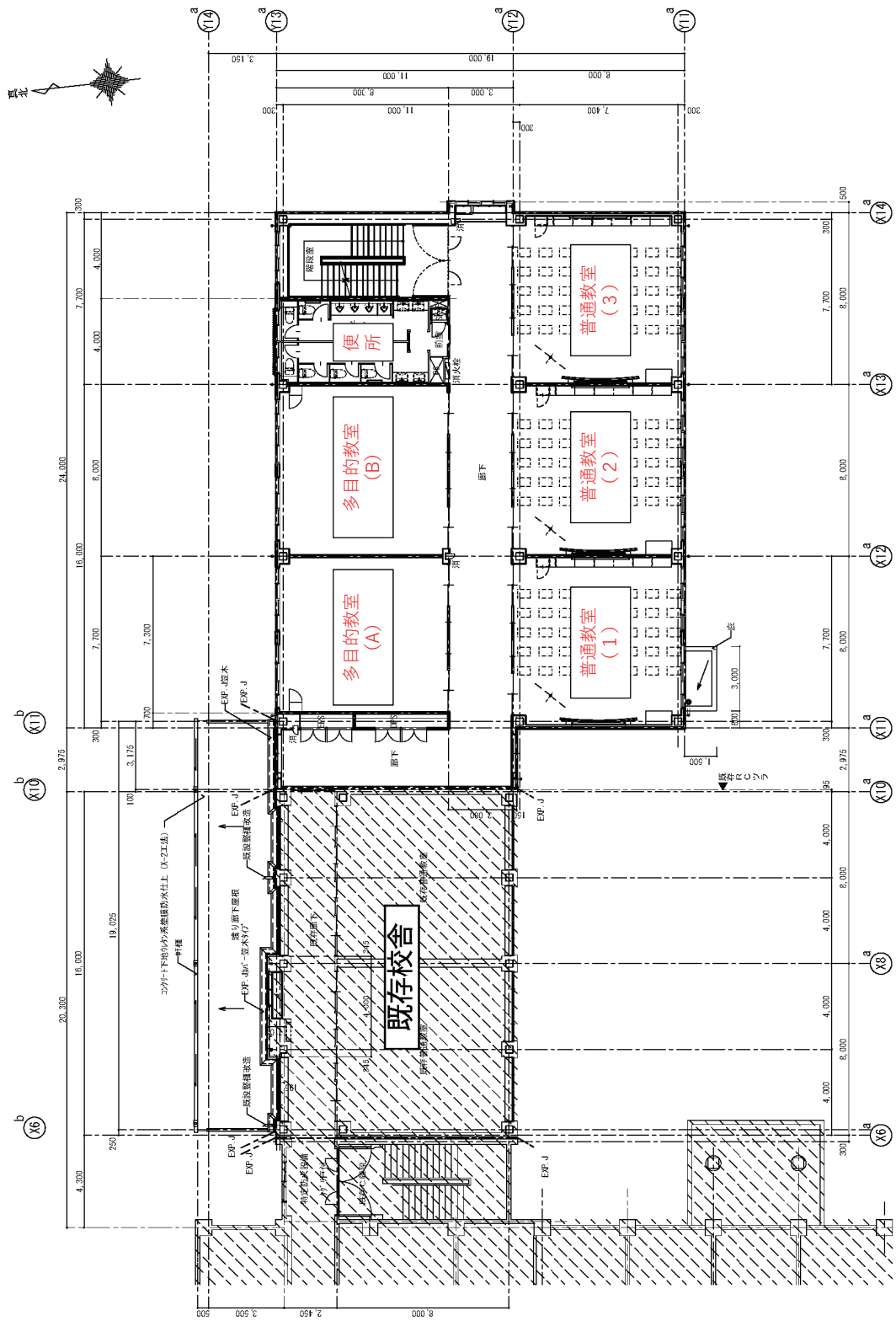


# 教室棟 1階平面図



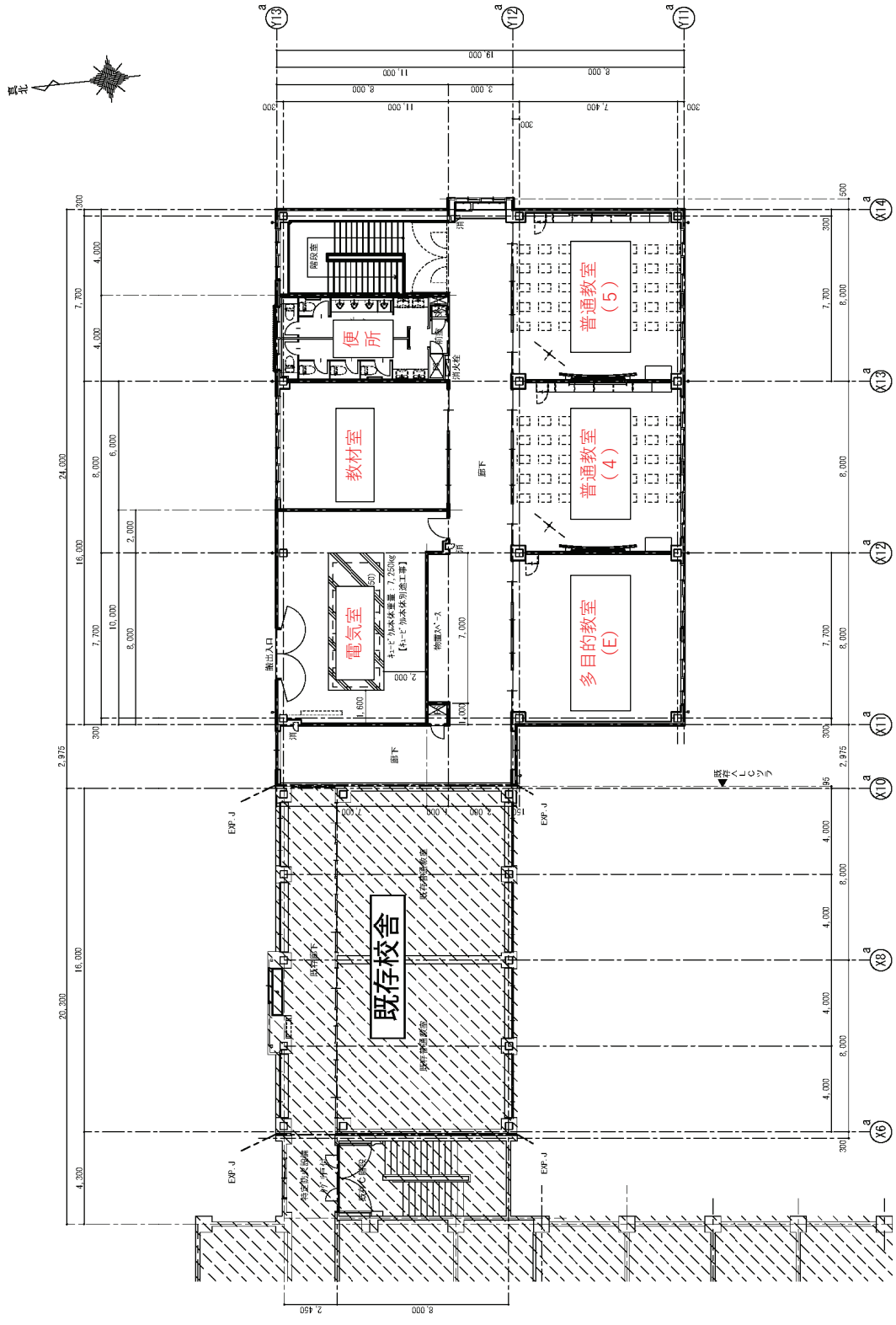


# 教室棟 2階平面図

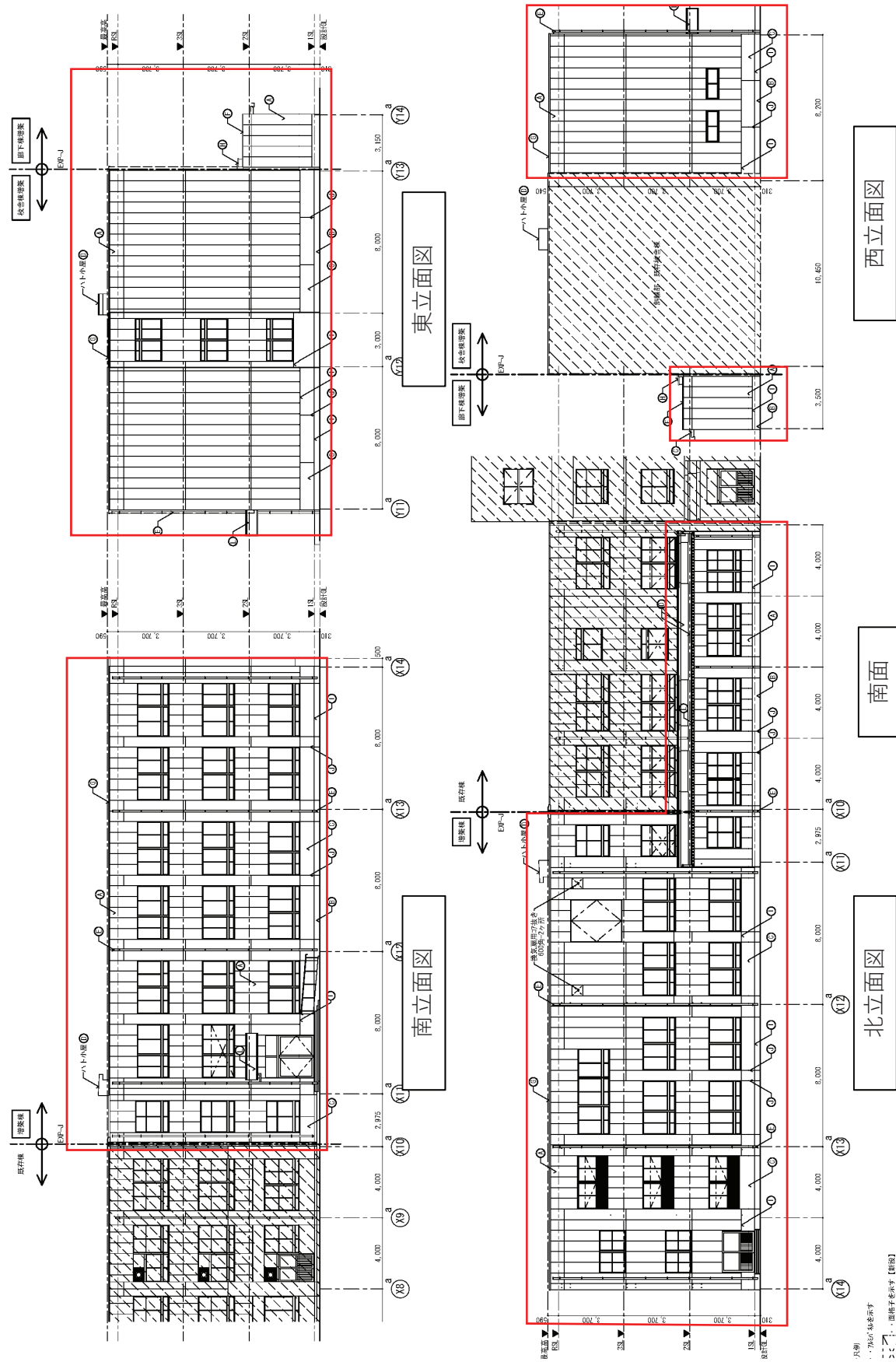




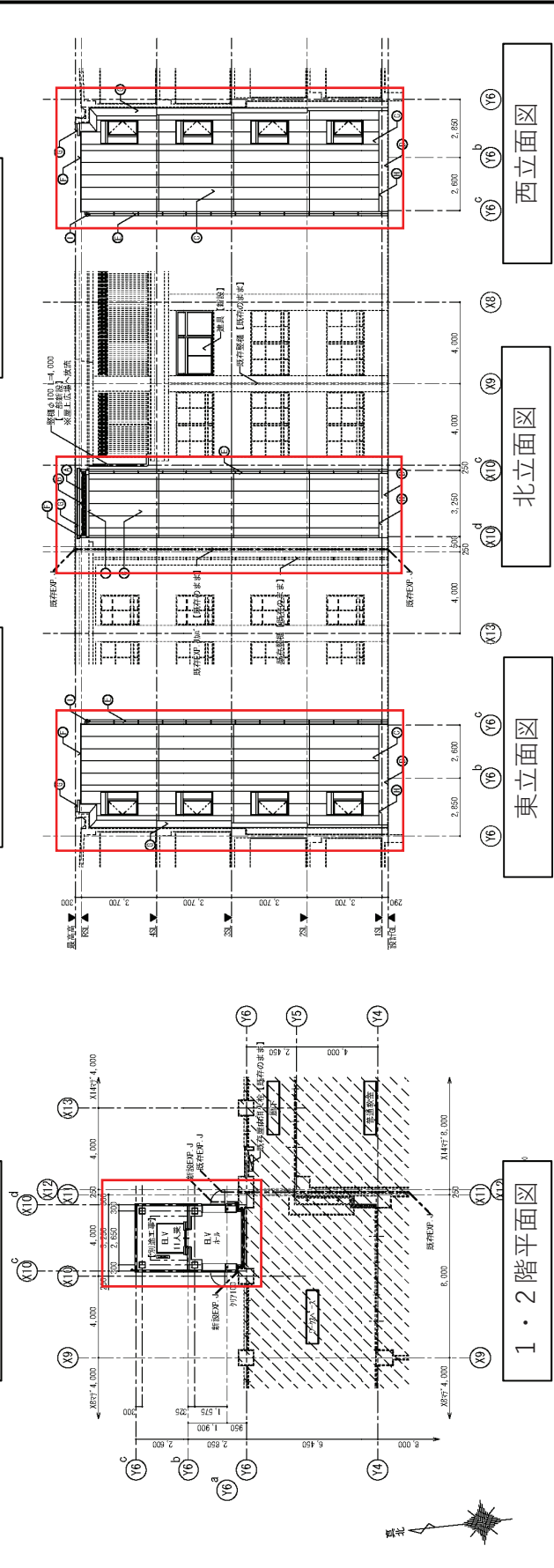
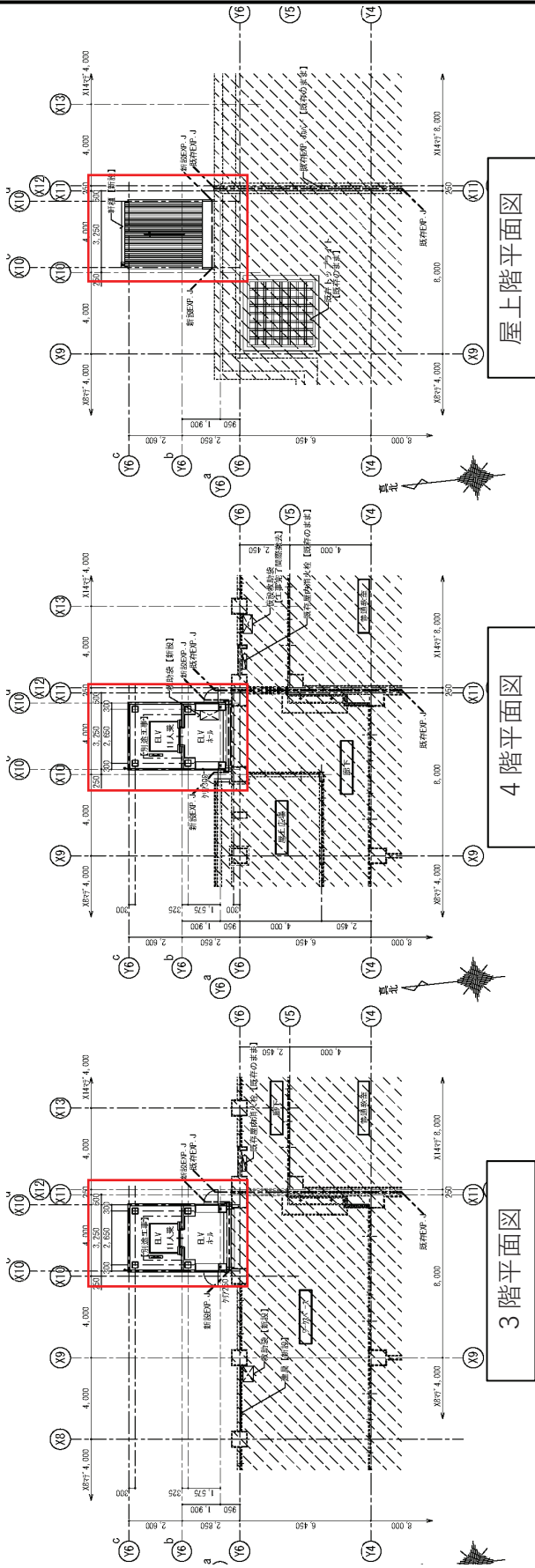
# 教室棟 3階平面図



# 教室棟 立面图 1



# エレベーター棟





(仮称)全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他工事請負契約の締結について

1 契約概要

工事件名	(仮称)全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他工事	
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎棟内部改造工事</li> <li>・職員室棟内部改造工事、屋根の葺き替え工事</li> <li>・北棟内部改造工事</li> <li>・エレベーター増築工事</li> <li>・外構工事</li> </ul>	摘要(別途工事)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○黒板工事</li> <li>○木製建具工事</li> <li>○衛生設備工事</li> <li>○電気設備工事</li> <li>○昇降機工事(機械)</li> <li>○空調設備工事</li> <li>○ガス設備工事</li> </ul>
工事場所	福岡市南区清水1丁目8番4号	
工事期間	令和4年6月24日から令和5年1月31日	
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和4年6月15日	
契約年月日	令和4年6月23日	
落札者	株式会社 北洋建設	
契約価額	362,450,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 32,950,000円)	
予定価格	362,901,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 32,991,000円)	
失格基準価格	326,610,900円 (うち消費税及び地方消費税相当額 29,691,900円)	

【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	株式会社北洋建設	
	アスミオ株式会社	辞退
	西鉄建設株式会社	他案件落札

## 2 入札結果

### (1)技術評価点の内訳

評価項目		配点	
提案項目	項目1 技術提案	現場出入口周辺・学校敷地内における第三者への事故防止対策について [着目点] 本工事は、車両交通量の多い道路に面し、また、グラウンドや体育館を学校関係者等が利用している現場での工事であるため、現場出入口周辺や学校敷地内における第三者への事故防止対策が重要である	10
	項目2	高所作業時における労働災害防止対策について [着目点] 本工事は、職員室棟の屋根葺き替え工事や内部改造工事等の高所における作業があるため、高所作業時における労働災害防止対策が重要である	10
小計 a		20.0	
企業評価項目	企業 施工の 能力	工事成績の実績	6
		工事成績優良業者の表彰実績	
		同種工事の施工実績	
		建設業労働災害防止協会加入状況	
	技術者 の能力	資格の保有状況	2
		同種工事の施工経験	
	社会 地域 貢献 ・ 貢献	社会貢献・政策貢献	4.5
		災害対策協力企業	
		本店所在地	
	社信企 会・頼業 性 性の	競争入札参加停止措置状況	(-2) <sup>※</sup>
小計 b		12.5	
加算点 a+b		32.5	
標準点 c		100	
技術評価点A (a+b+c)		132.5	

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

### (2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)

### (3)評価値

評価値  $A/B \times \alpha$  ( $\alpha$ は数値調整のための係数)  
(予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha = 100,000,000$ )

落札者		
名称	株式会社 北洋建設	
区分	提案数	点数
A(2.0)	1	6.0
B(1.5)	2	
C(1.0)	1	
D(0.5)	0	
E(加算点なし)	1	
A(2.0)	0	6.0
B(1.5)	4	
C(1.0)	0	
D(0.5)	0	
E(加算点なし)	1	
<b>12.0</b>		
2.600		
1.000		
3.000		
減点なし		
<b>6.6</b>		
<b>18.600</b>		
100		
<b>118.600</b>		

(単位:点)

329,500,000
-------------

35.9939
---------

### 3 落札者の技術提案の概要

項目 1	<p><b>現場出入口周辺・学校敷地内における第三者への事故防止対策について</b></p> <p>本工事は、車両交通量の多い道路に面し、また、グラウンドや体育館を学校関係者等が利用している現場での工事であるため、現場出入口周辺や学校敷地内における第三者への事故防止対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目 2	<p><b>高所作業時における労働災害防止対策について</b></p> <p>本工事は、職員室棟の屋根葺き替え工事や内部改造工事等の高所における作業があるため、高所作業時における労働災害防止対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>

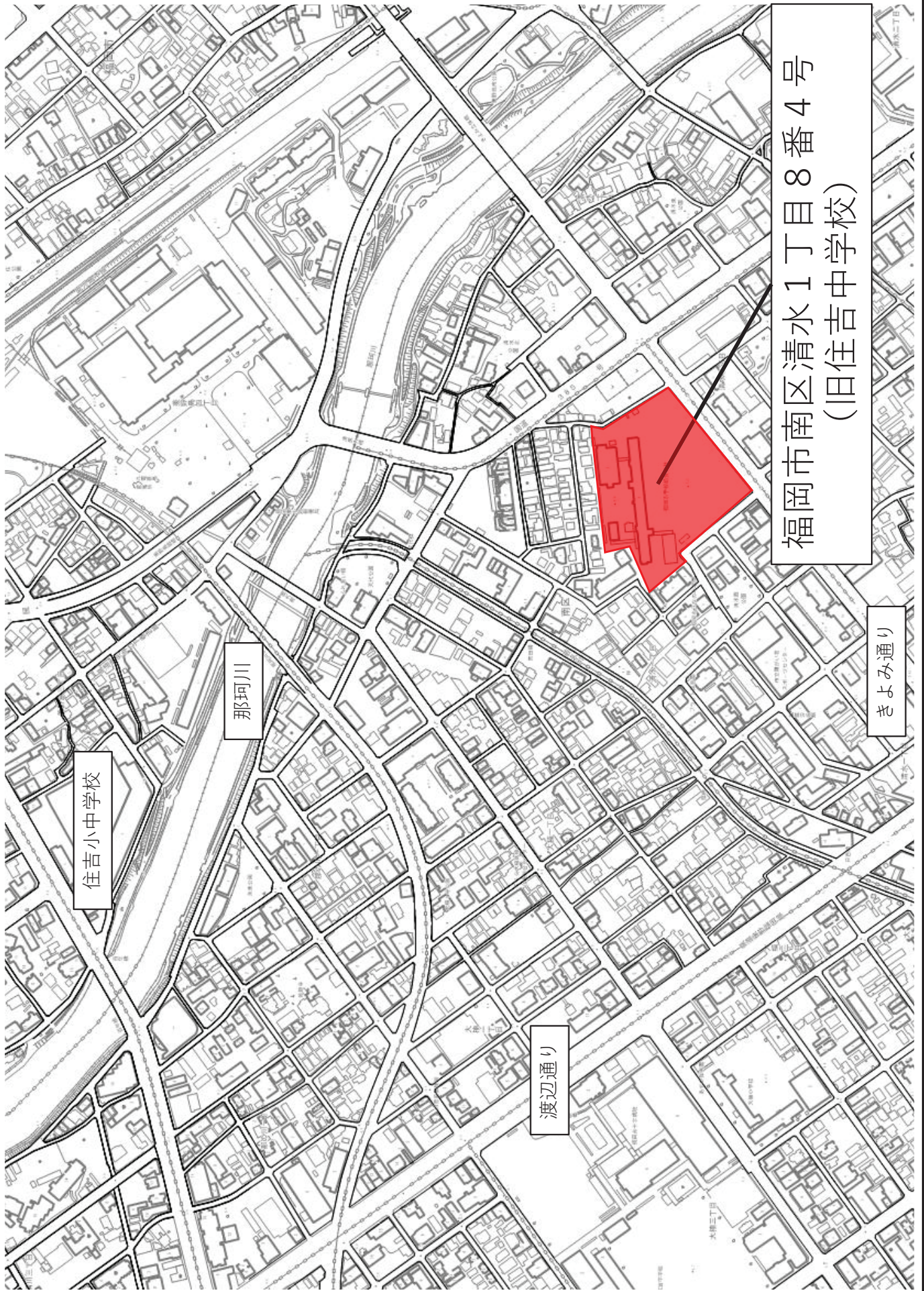
#### (参考)評価項目の内容

##### (2)企業評価項目

評価項目		評価内容
企業の 施工 能力	工事成績の実績	平成24年4月1日～令和4年4月13日の間に、福岡市が評定通知した同一業種工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	令和2年4月14日～令和4年4月13日の間に、福岡市が発注する同一業種工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成24年4月1日～令和4年4月13日の間に竣工した同種工事の施工実績により評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	建設業労働災害防止協会加入状況	建設業労働災害防止協会加入者を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技術 の 能力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成24年4月1日～令和4年4月13日の間に竣工した同種工事の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社 会 域 貢 献 ・	社会貢献・政策貢献	福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	今年度4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で本市に本店が所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
企 業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)



位置図



住吉小中学校

那珂川

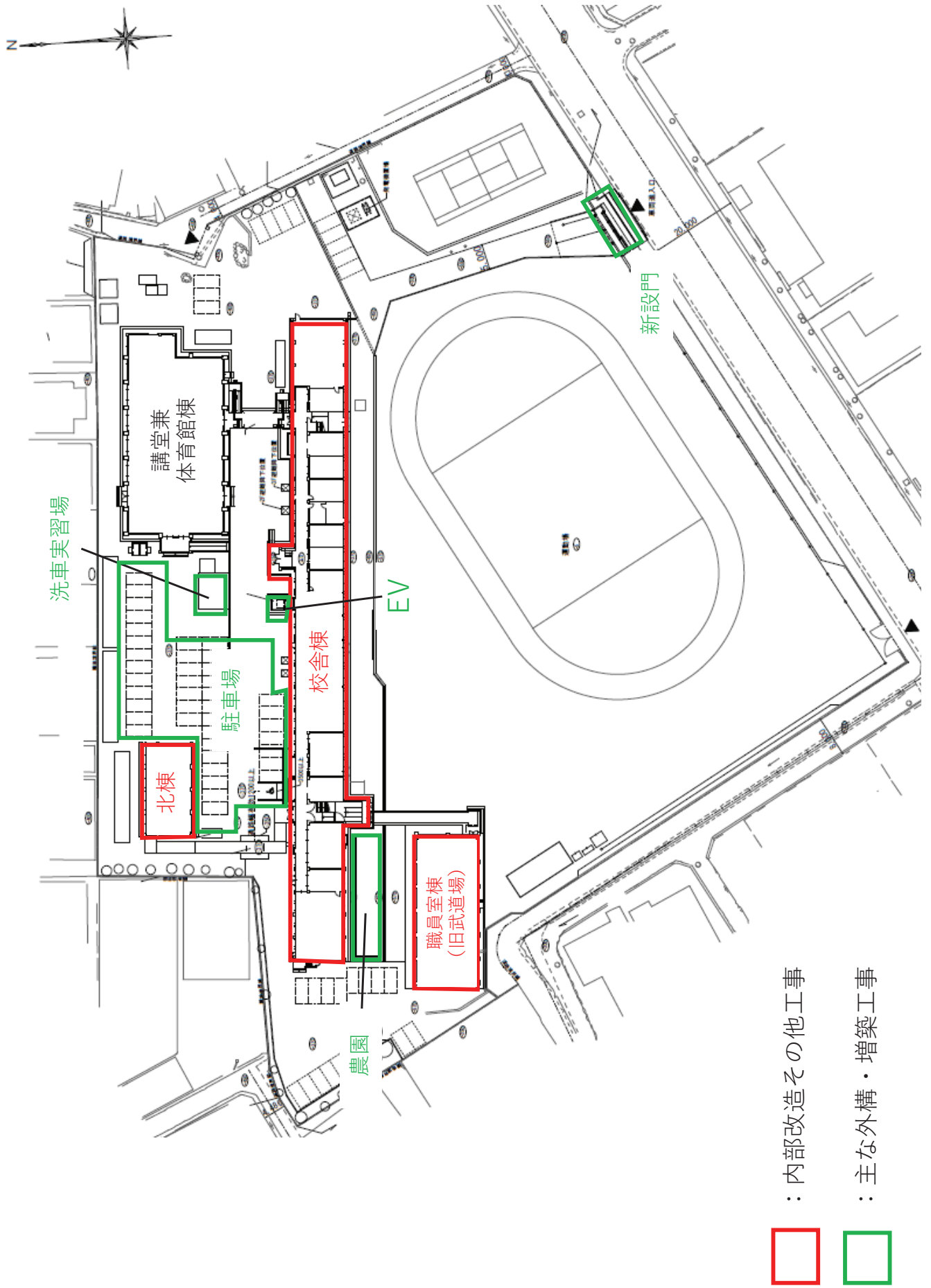
渡辺通り

きよみ通り

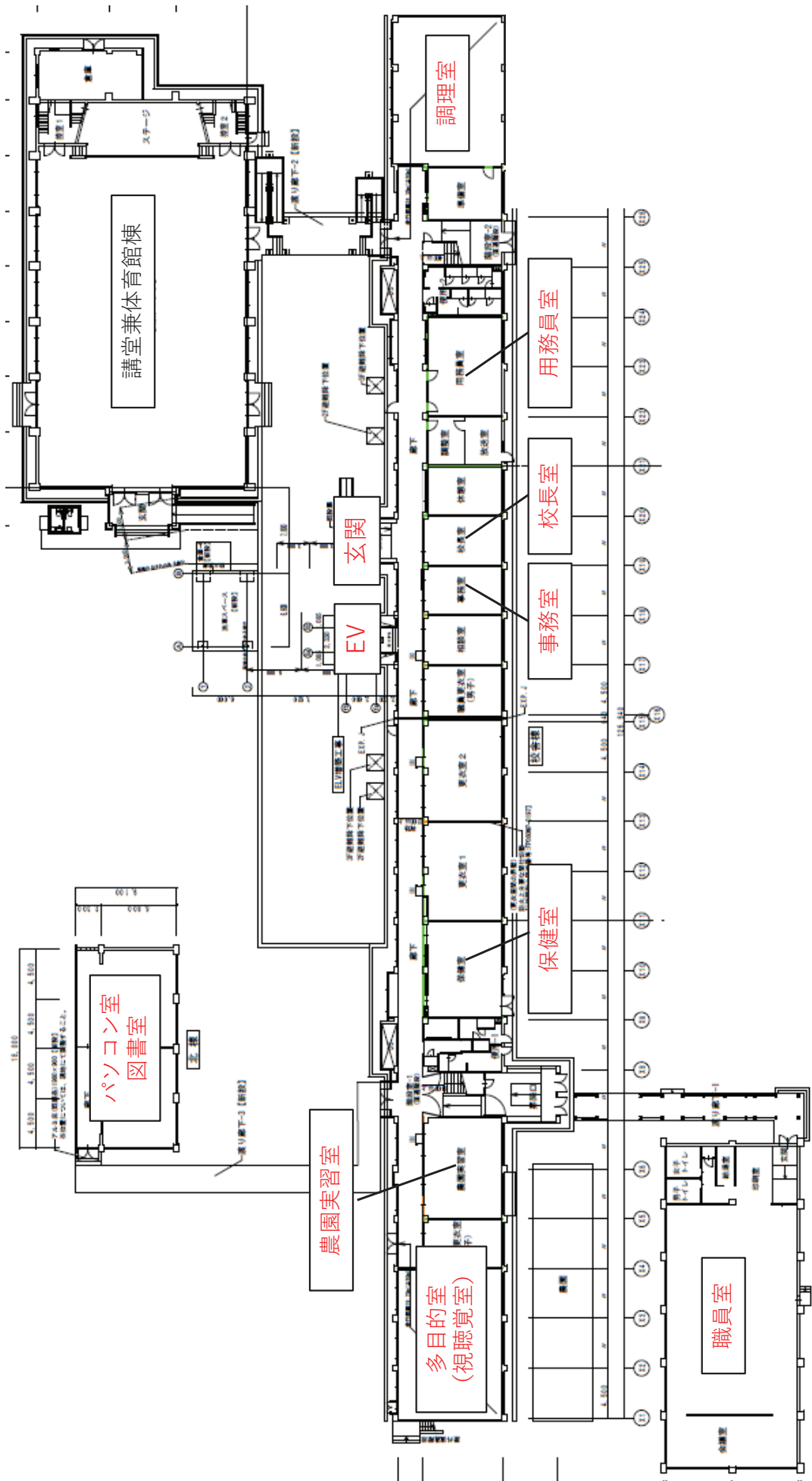
福岡市南区清水1丁目8番4号  
(旧住吉中学校)



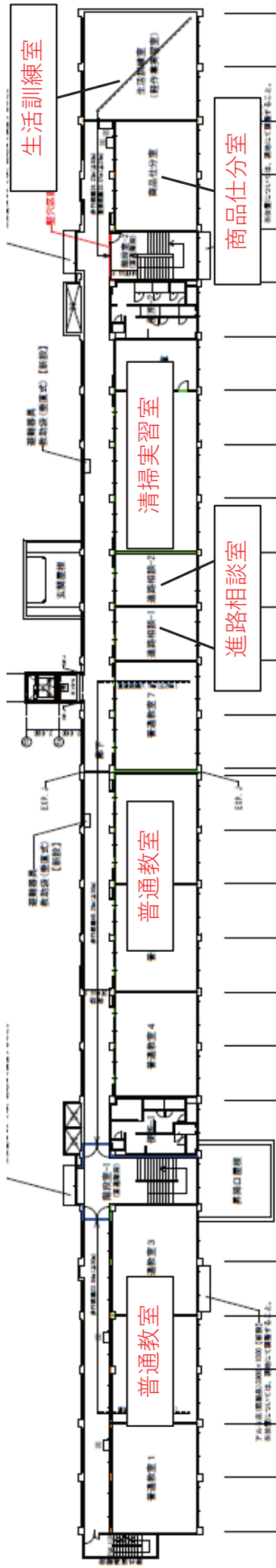
# 配置図



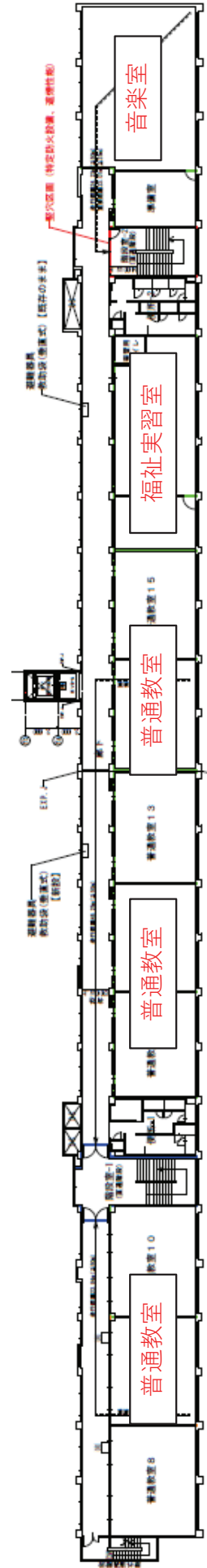
# 1階平面図



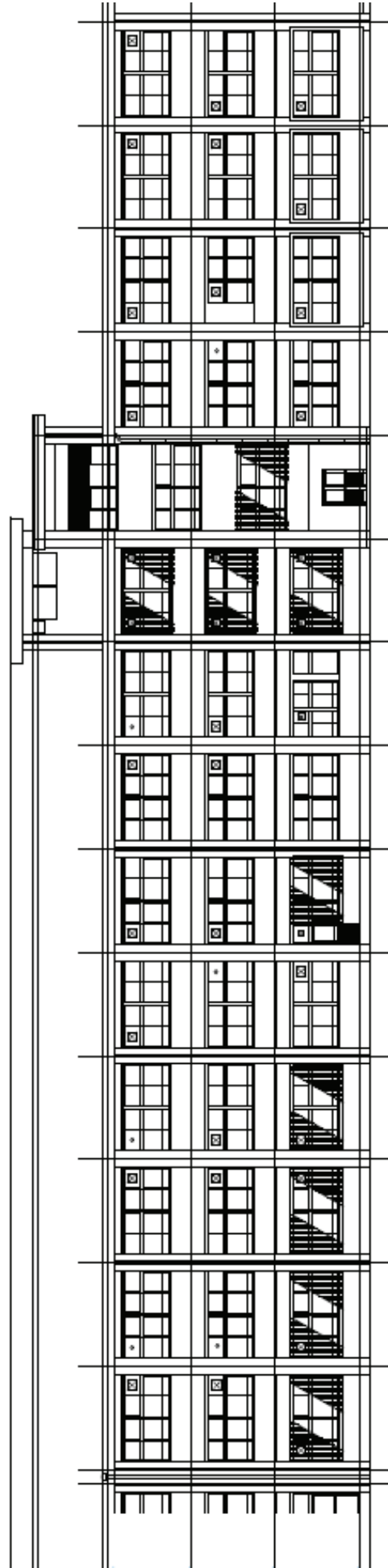
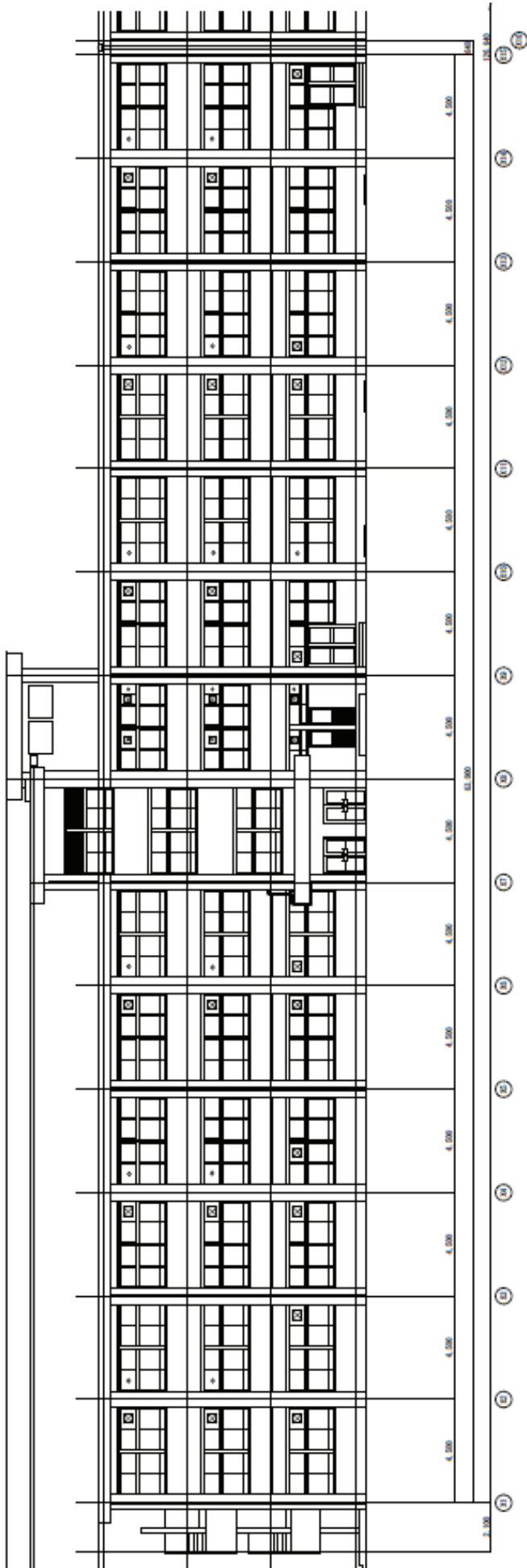
2階平面図



3階平面図



立面图 1



南面

立面图 2



## 春住小学校校舎その他改築工事請負契約の締結について

### 1 契約概要

工事件名	春住小学校校舎その他改築工事	
工事概要	【校舎棟】 構造：鉄筋コンクリート造・5階建て 延べ床面積：8,567.19㎡ 建築面積：2,030.16㎡	摘要(別途工事)  ○黒板工事 ○木製建具工事 ○内部体育施設工事 ○衛生設備工事 ○空調設備工事 ○ろ過設備工事 ○電気設備工事 ○昇降機設備工事
	【講堂兼体育館棟】 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造・3階建て 延べ床面積：1,725.59㎡ 建築面積：1,093.88㎡	
工事場所	福岡市博多区博多駅南5丁目3番1号	
工事期間	令和4年7月20日から令和6年1月15日まで	
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和4年7月14日	
契約年月日	令和4年7月19日	
落札者	西中洲樋口・旭・未永・藤建設工事共同企業体	
契約価額	2,783,000,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 253,000,000円)	
予定価格	2,786,630,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 253,330,000円)	
失格基準価格	2,507,967,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 227,997,000円)	

#### 【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	西中洲樋口・旭・未永・藤建設工事共同企業体	
	日建・松本・アスミオ・百田建設工事共同企業体	辞退

## 2 入札結果

### (1)技術評価点の内訳

		評価項目	配点
提案項目	技術提案	項目1 校舎棟における構造体コンクリートの品質確保について [着目点] 本工事で新設する校舎棟は、小学校として長期的に使用される重要な施設であるため、構造体コンクリートを密実で良質なものとするための品質管理が重要である	15
		項目2 講堂兼体育館棟における鉄骨の製作精度の向上や確実な施工について [着目点] 本工事で新設する講堂兼体育館棟は、小学校として長期的に使用される重要な施設であるため、構造体である鉄骨の加工精度や建方精度の向上を図るなど品質管理が重要である	15
		項目3 学校関係者・近隣住民等に対する騒音・振動・粉じん対策について [着目点] 本工事は、隣接する既存校舎を使用しながらの工事であり、また、敷地周辺は住宅地であることから、工事に伴い発生する騒音・振動・粉じんに対し、十分な対策を講じることが重要である	15
		項目4 学校敷地内や工事範囲に隣接した道路における第三者への事故防止対策について [着目点] 本工事は、学校運営中における工事であり、既存校舎と仮設運動場を往来する学校関係者(職員・児童など)の動線と工事関係者の動線が重複し、また、敷地周辺は住宅地であることから、学校関係者(職員・児童など)や近隣住民などの第三者への事故防止対策が重要である	15
	小計 a		
企業評価項目	施工企業の能力	品質管理への取り組み	1
	技術者の能力	資格の保有状況	1
	社会性・信頼性の企業性	競争入札参加停止措置状況	(-2) ※
小計 b			2
加算点 a+b			62.0
標準点 c			100
技術評価点A (a+b+c)			162.0

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

### (2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)

### (3)評価値

評価値  $A/B \times \alpha$  ( $\alpha$ は数値調整のための係数)  
(予定価格10億円以上の場合、 $\alpha = 1,000,000,000$ )



落札者		
名称	西中洲樋口・旭・末永・藤 建設工事共同企業体	
区分	提案数	点数
A(3.00)	0	1.50
B(2.25)	0	
C(1.50)	1	
D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0	
A(3.00)	0	1.50
B(2.25)	0	
C(1.50)	1	
D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0	
A(3.00)	0	2.25
B(2.25)	1	
C(1.50)	0	
D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0	
A(3.00)	0	1.50
B(2.25)	0	
C(1.50)	1	
D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0	
<b>6.75</b>		
1.000		
1.000		
減点なし		
<b>2.000</b>		
<b>8.750</b>		
<b>100</b>		
<b>108.750</b>		

(単位:点)

2,530,000,000

42.9841

### 3 落札者の技術提案の概要

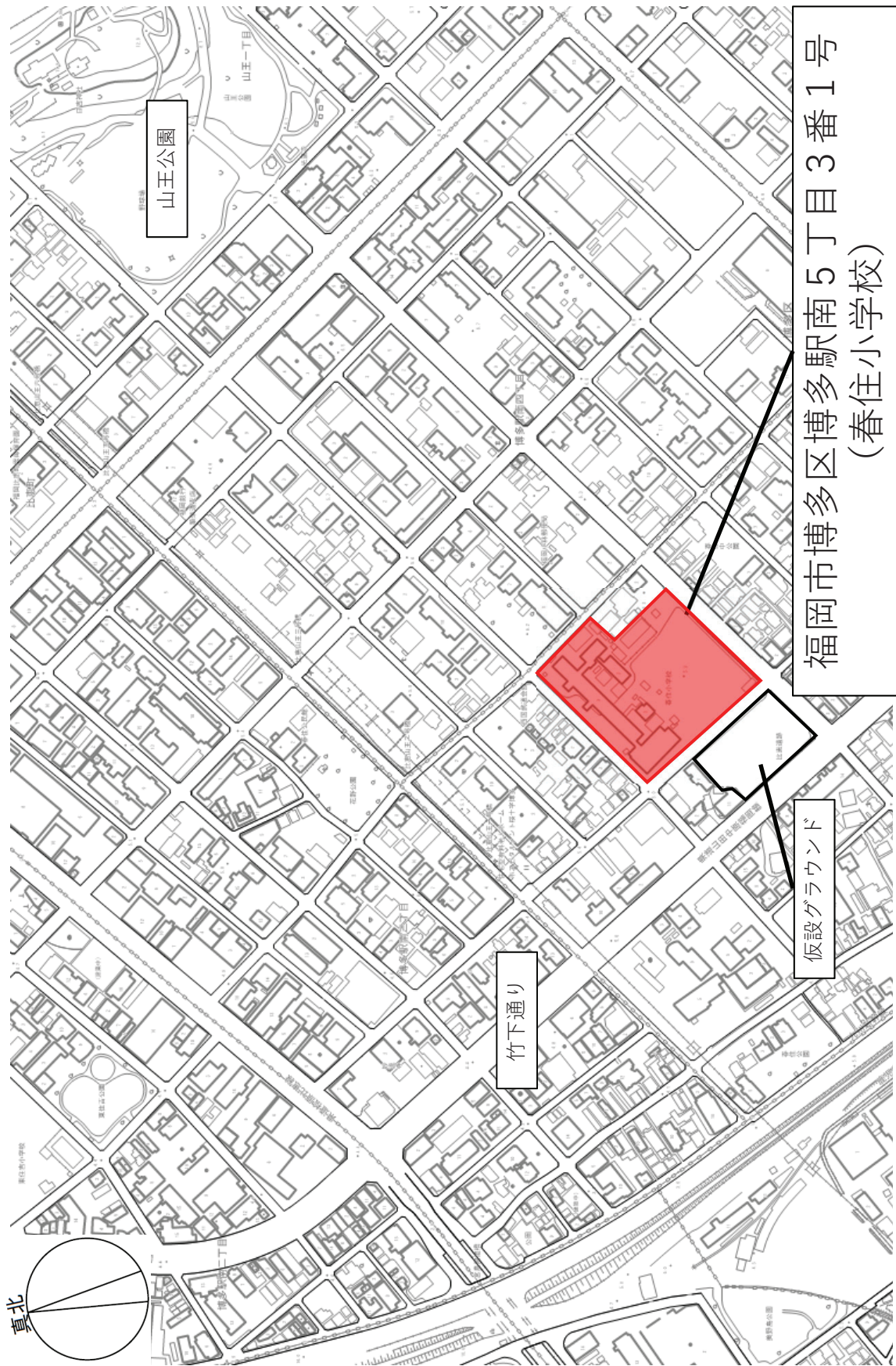
項目1	<p><b>校舎棟における構造体コンクリートの品質確保について</b></p> <p>本工事で新設する校舎棟は、小学校として長期的に使用される重要な施設であるため、構造体コンクリートを密実で良質なものとするための品質管理が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目2	<p><b>講堂兼体育館棟における鉄骨の製作精度の向上や確実な施工について</b></p> <p>本工事で新設する講堂兼体育館棟は、小学校として長期的に使用される重要な施設であるため、構造体である鉄骨の加工精度や建方精度の向上を図るなど品質管理が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目3	<p><b>学校関係者・近隣住民等に対する騒音・振動・粉じん対策について</b></p> <p>本工事は、隣接する既存校舎を使用しながらの工事であり、また、敷地周辺は住宅地であることから、工事に伴い発生する騒音・振動・粉じんに対し、十分な対策を講じることが重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目4	<p><b>学校敷地内や工事範囲に隣接した道路における第三者への事故防止対策について</b></p> <p>本工事は、学校運営中における工事であり、既存校舎と仮設運動場を往来する学校関係者(職員・児童など)の動線と工事関係者の動線が重複し、また、敷地周辺は住宅地であることから、学校関係者(職員・児童など)や近隣住民などの第三者への事故防止対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>

#### (参考)評価項目の内容

##### (2)企業評価項目

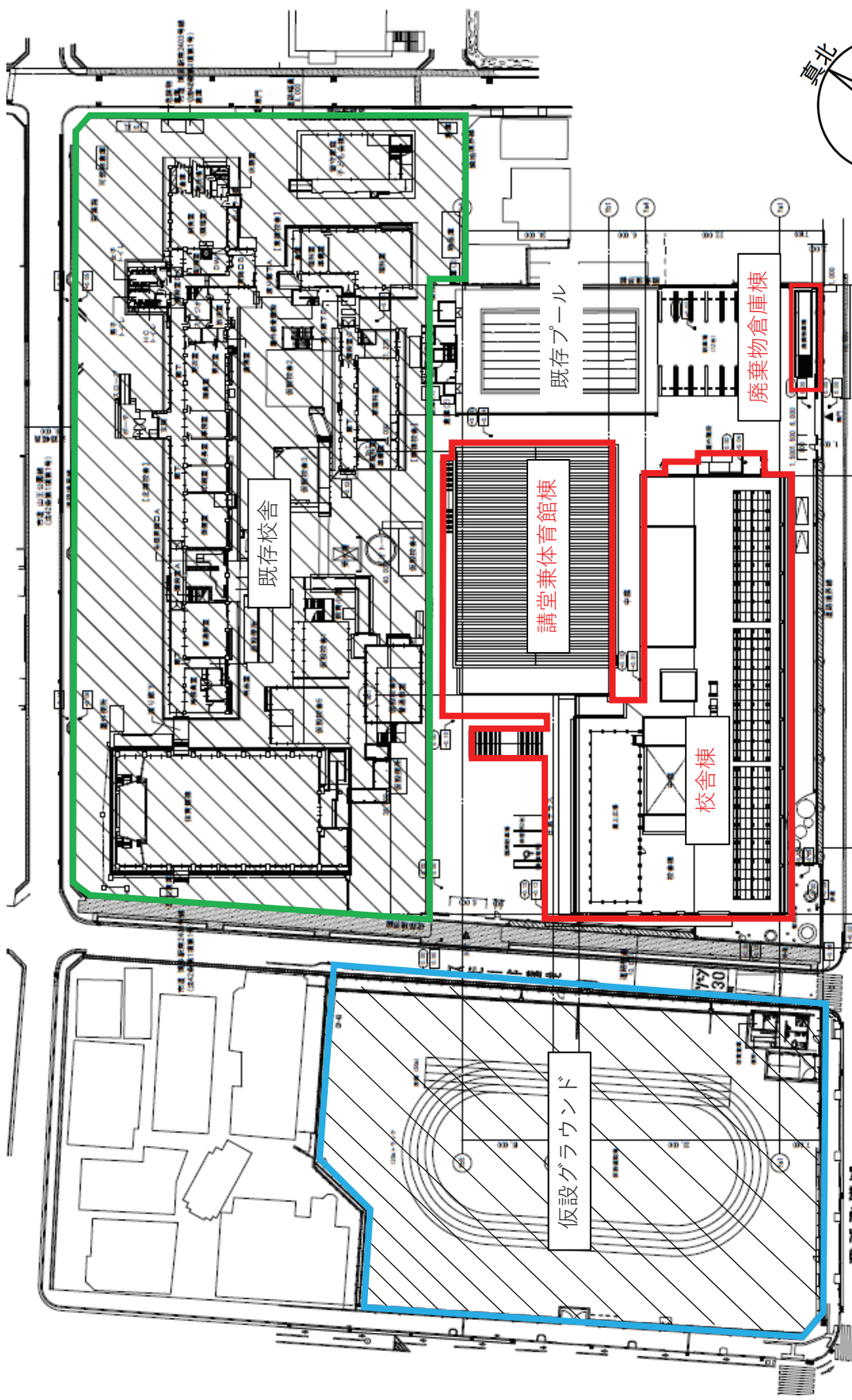
評価項目		評価内容
施工企業の力	品質管理への取り組み	ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
の技術力者	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
性企業・業社・社会信頼	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)

位置図



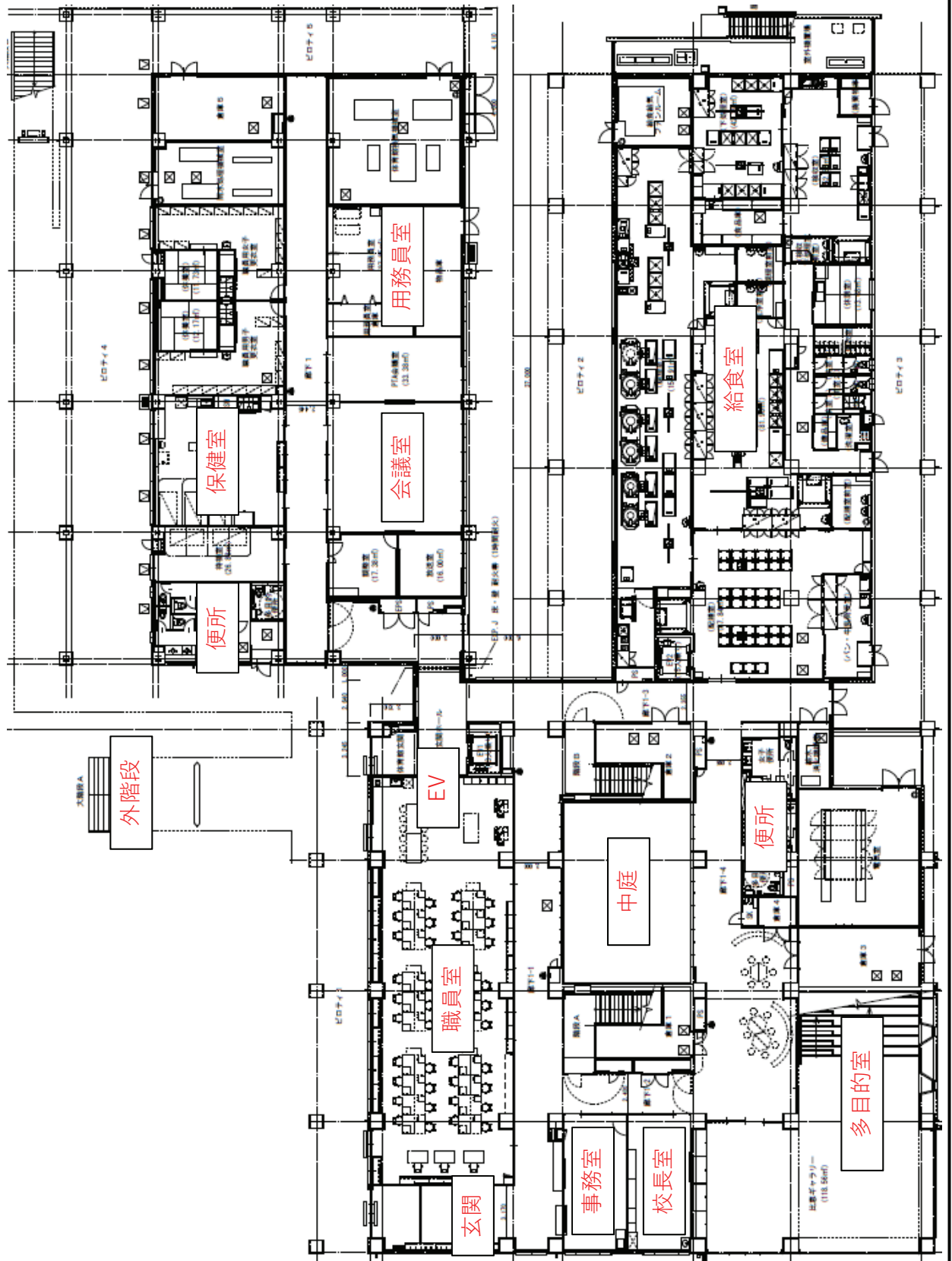


# 配置図

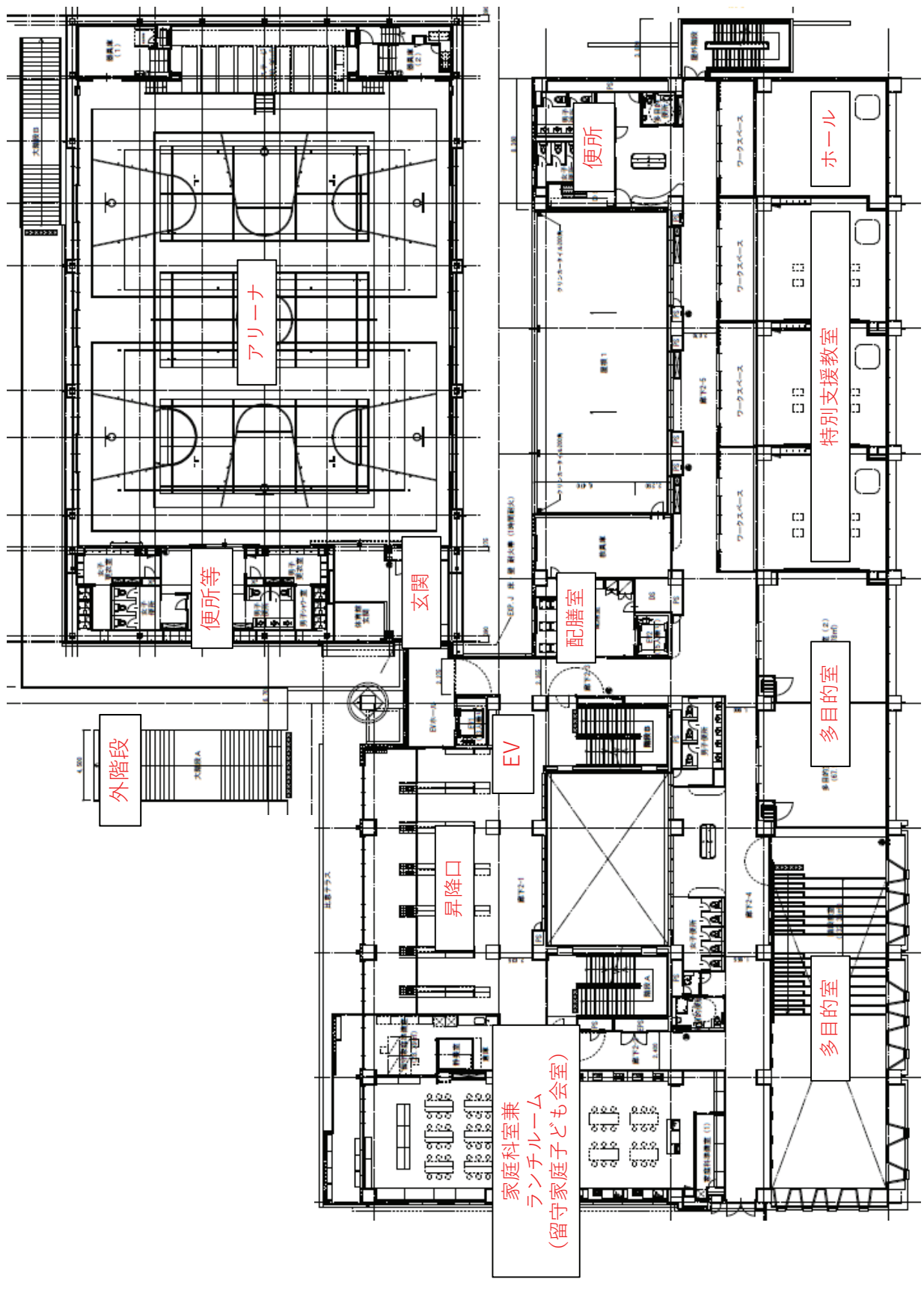


- : 仮設グラウンド
- : 改築工事範囲
- : 既存校舎

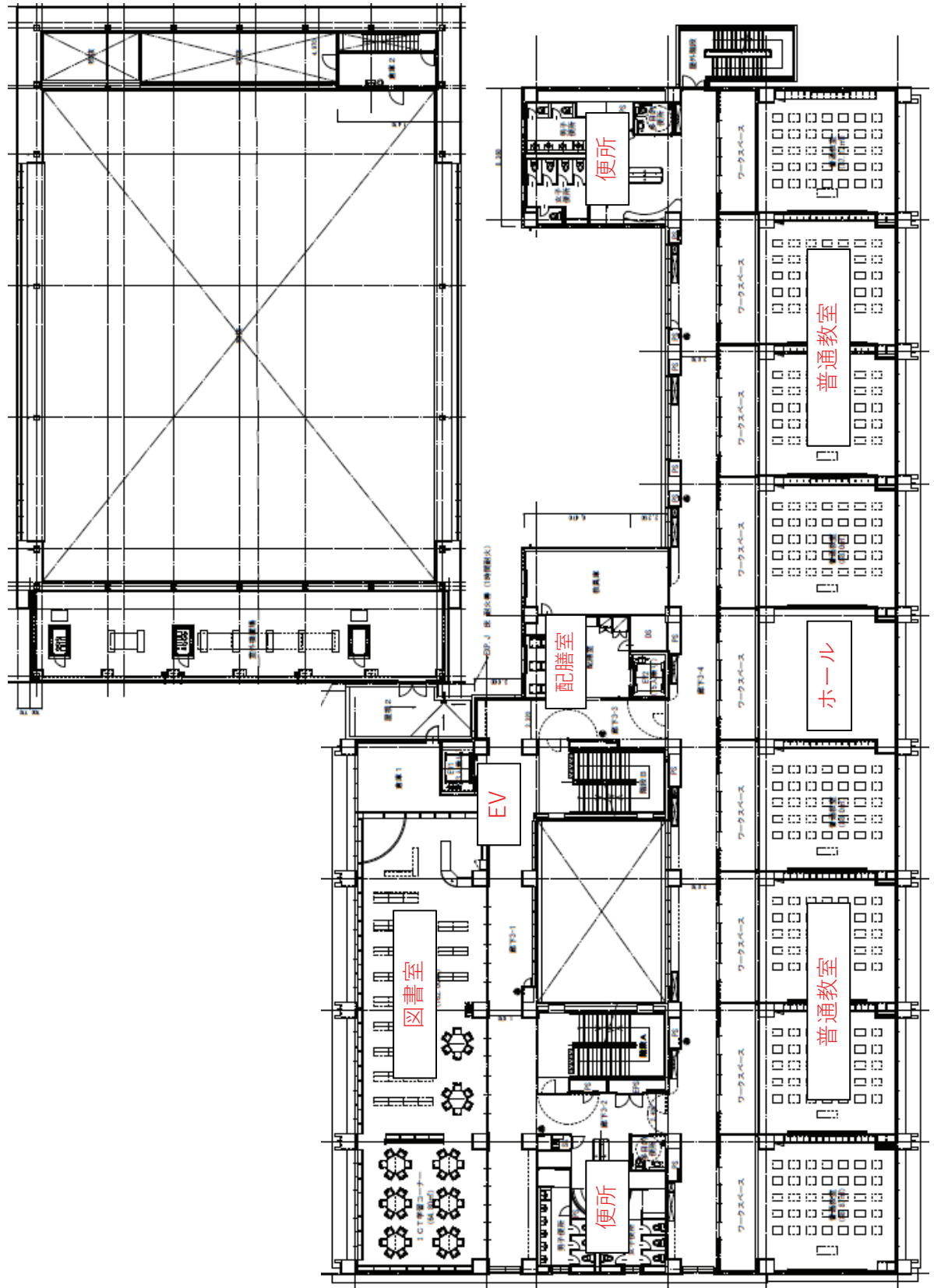
# 1階平面図



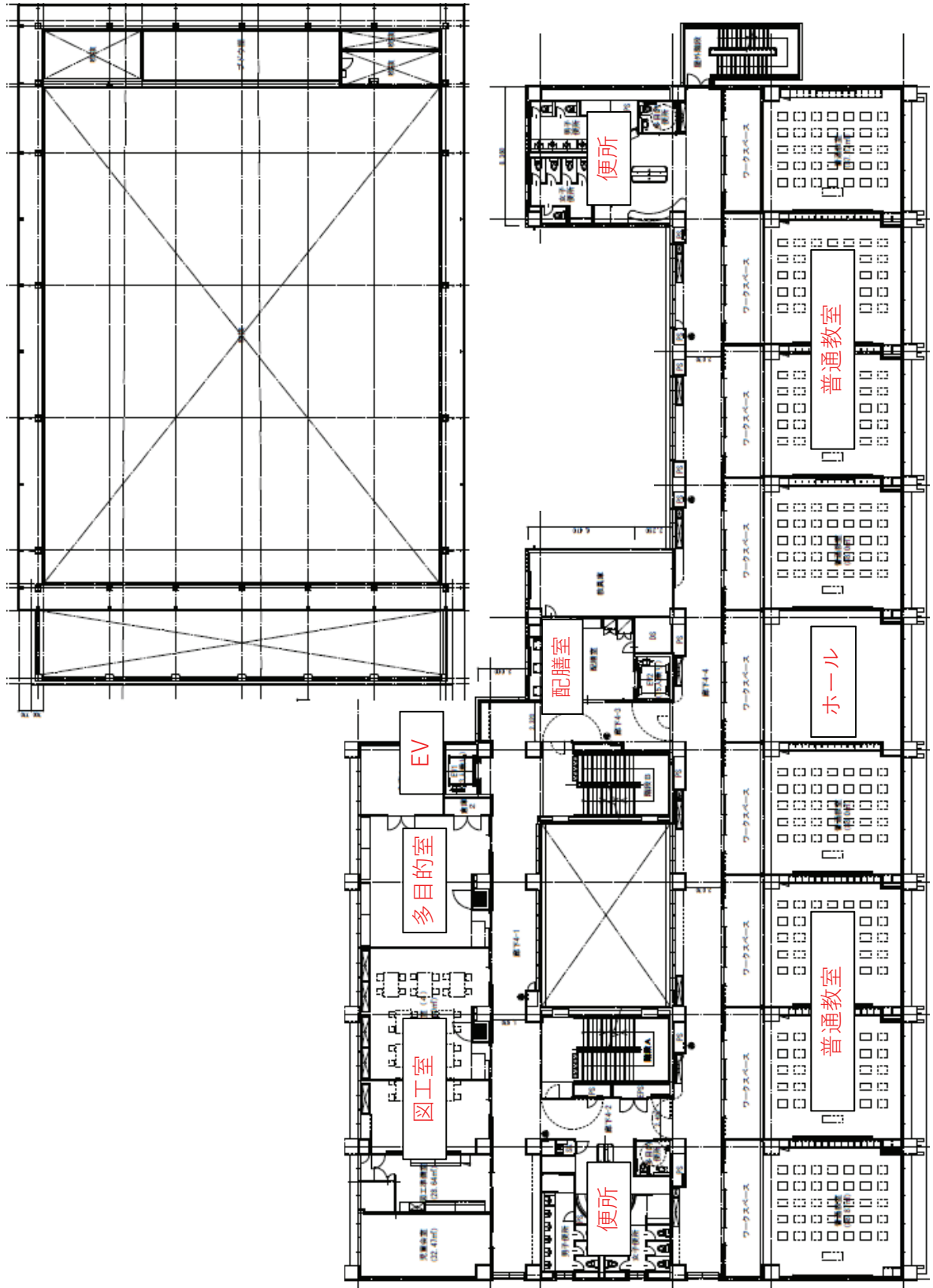
# 2階平面図



# 3階平面図

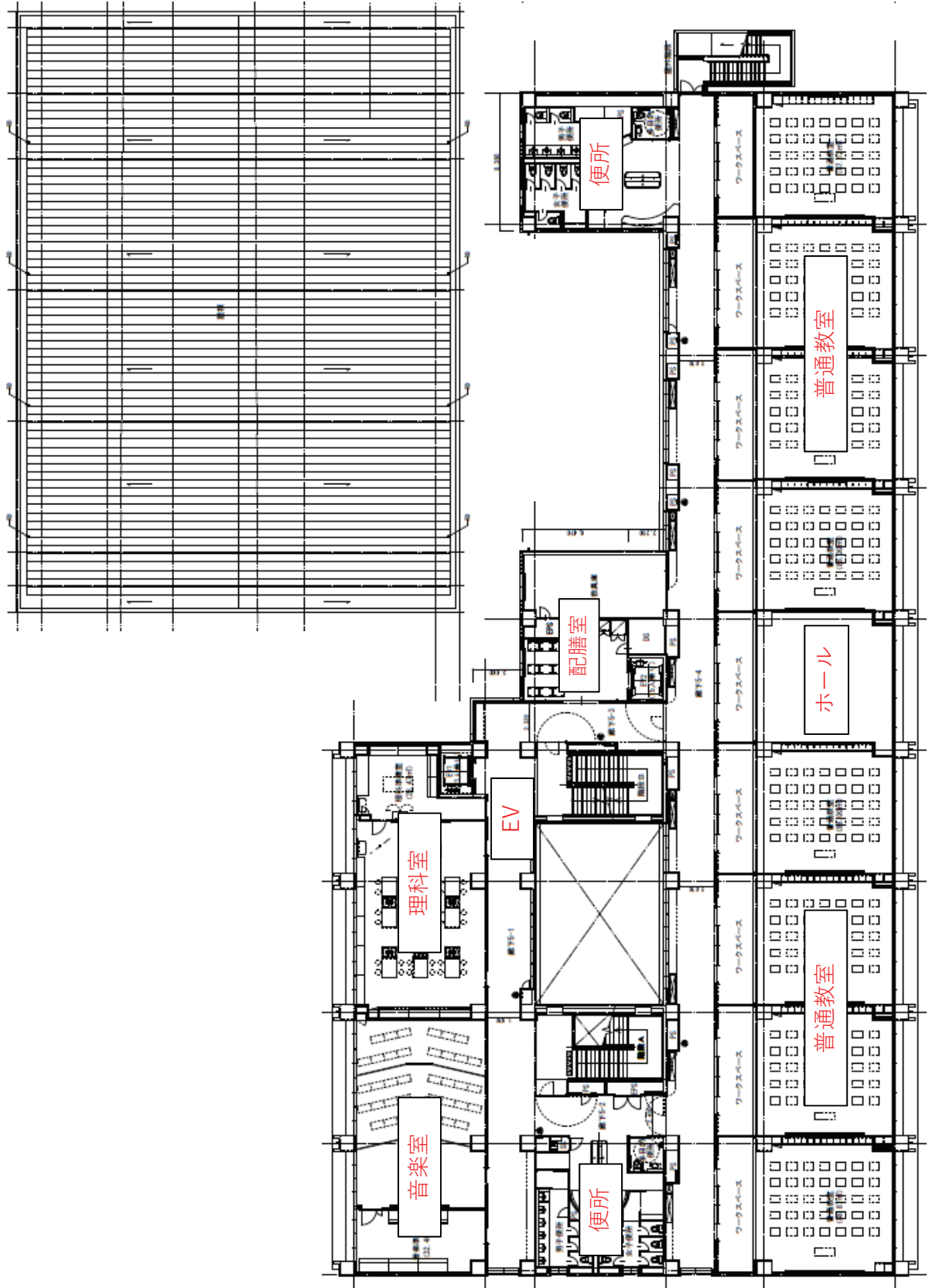


4階平面図

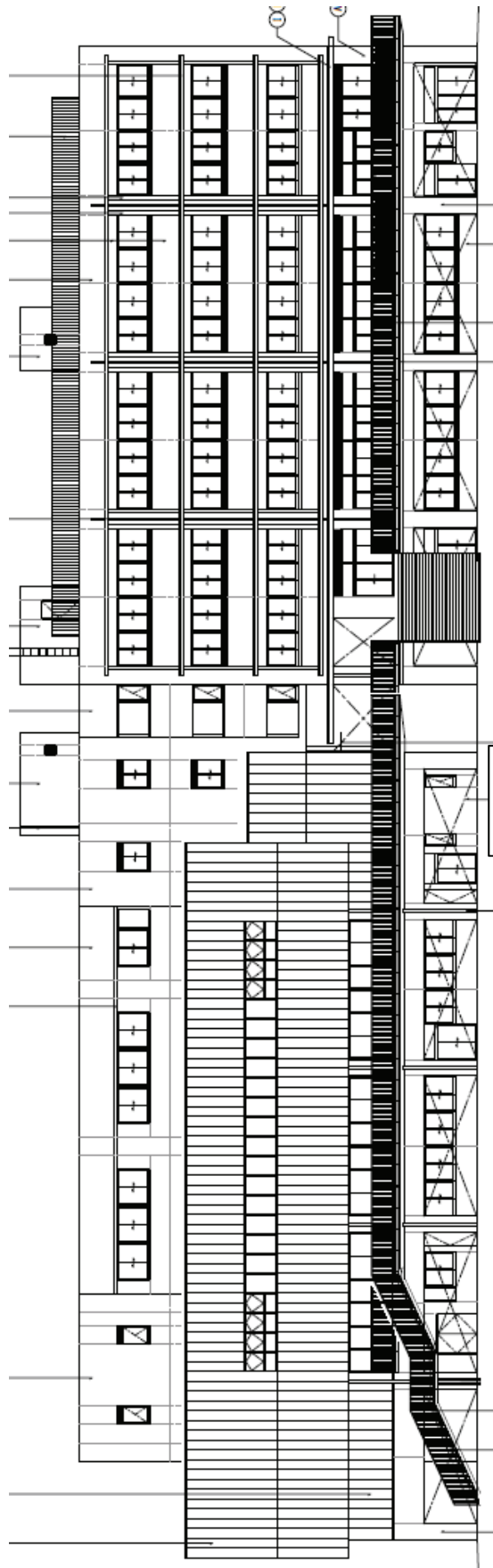




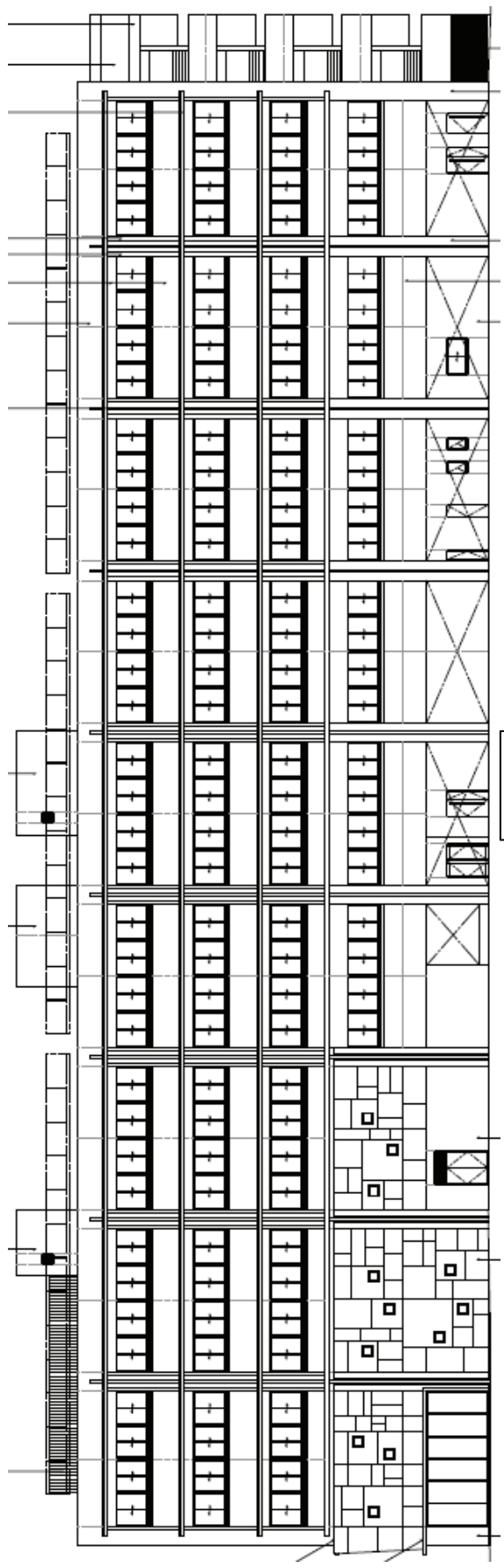
5階平面図



立面图 1

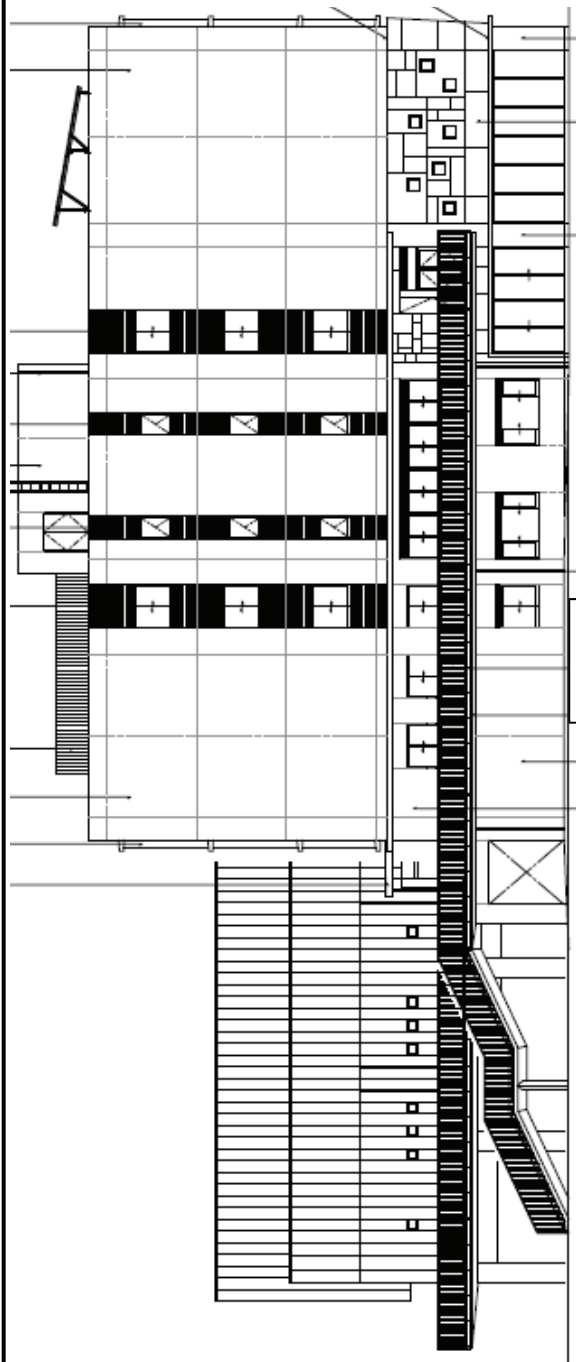


北面

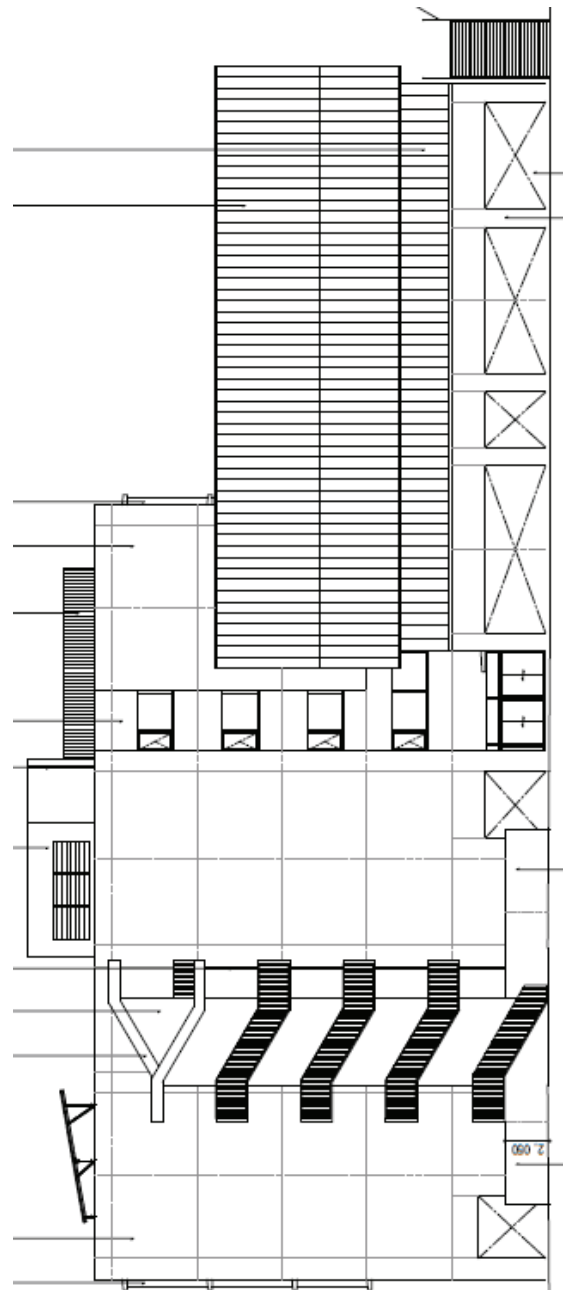


南面

立面图 2



西面



東面

# 福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）の策定について

## 1 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項に定める、「市町村子ども読書活動推進計画」として策定。

## 2 計画の沿革

- 平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
- 14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定(国)
- 17年3月「福岡市子ども読書活動推進計画」（平成17～22年度）策定
- 20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」策定(国)
- 23年5月「福岡市子ども読書活動推進計画（第2次）」（平成23～28年度）策定
- 25年5月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」策定(国)
- 29年5月「福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）」（平成29～令和4年度）策定
- 30年4月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）」策定(国)

## 3 計画期間

令和5年度から令和10年度の6年間とする。

## 4 国の動向等（第3次計画策定時（H29年）以降 ～）

### ■国の動向

<子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次）>平成30年4月策定。

- ・読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
- ・友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実
- ・情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

<視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律>令和元年6月21日成立。

- ・アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- ・アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

<第6次学校図書館整備等5か年計画>令和4年1月24日策定。

- ・学校図書館への新聞配備（目標：小学校等2紙、中学校3紙、高等学校等5紙）
- ・学校司書の配置（目標：小・中学校等のおおむね1.3校に1名配置）

### ■福岡市の動向

<第5次福岡市子ども総合計画>令和元年3月策定。

- ・「目標2：子どもの居場所や体験機会の充実」に「子ども読書活動の推進」を位置付け。

<第2次福岡市教育振興基本計画（令和元年度～6年度）>令和元年6月策定。

- ・施策「読書活動の推進」を位置付け。子どもと本をつなぐ取組み、学校図書館の充実を図る。

## 5 策定スケジュール

教育委員会事務局で素案を作成し、議会や有識者、学校、図書館関係者などから意見を伺いながら策定。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会					●策定状況報告			●素案報告			●策定報告
教育委員会会議	●策定の報告			●策定状況報告			●素案報告			●付議	
福岡市子ども読書活動推進計画策定検討委員会			●第1回委員会			●第2回委員会				●第3回委員会	
福岡市子ども読書活動推進計画関係課会議	●第1回会議	●第2回会議				●第3回会議				●第4回会議	

## 6 第3次計画における成果と課題

■基本目標 「つくろう ことば輝くまち つなげよう 子どもと本の世界」

目 標		成 果	課 題
(1)	いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、学校、図書館等、身近に読みたい本がある環境の整備</li> <li>・学校図書館の環境維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書の情報や図書に関する事業等の周知</li> <li>・子どもへの更なる読書環境の充実</li> </ul>
(2)	大人も子どもも読書に親しめる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる年齢層を対象にした読書に親しめる機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書を楽しむ機会、楽しさを共有できる機会、読書の楽しみ方を知る機会の提供</li> </ul>
(3)	子どもの読書活動を支える人材づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書ボランティアや小学生読書リーダー等の人材育成の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書活動を支える人材の育成と活動の場の拡大</li> </ul>
(4)	発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとメディアの実態把握と中学進学時のメディア利用に関する啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メディアとの関わり方を考える機会と共に読書活動の良さを味わう機会の提供</li> </ul>
(5)	市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館支援センターが要となる図書館と学校図書館の連携</li> <li>・子ども読書に関わる関係団体の交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、地域、学校図書館等の連携体制の強化</li> <li>・市民全体で「共読」の推進</li> </ul>

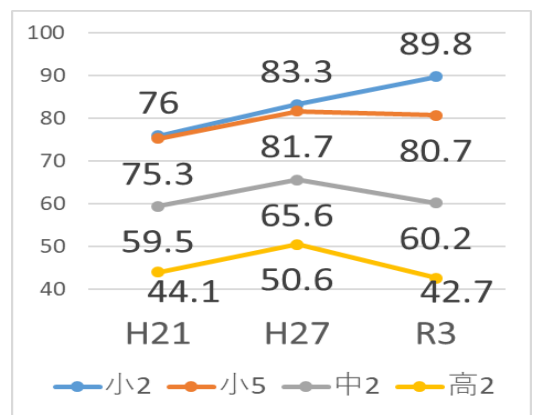
### ■数値目標

\* 読書が好きな子どもの割合 **90%以上**

86.2% (H27 調査) ⇒ **87.5%** (R3 調査)  
(前回比 1.3%増)

\* 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合 **5%増**

70.3% (H27 調査) ⇒ **69.1%** (R3 調査) (1.2%減)  
※小2, 小5, 中2, 高2の平均



※1か月に本を1冊以上読む子どもの割合 (推移)

## 7 第4次計画の方向性

第3次計画の基本目標は、第2次計画で取り組んだ読書環境を生かし、読書(本)の世界の魅力と子どもたちをつなぐという視点で取り組んだ。コロナ禍において、様々な制限の中での取組みもあったが、子どもが読書に親しめる環境づくりや機会づくりを行うことができた。

第4次計画では、子どもが、自分から読書に親しみ、人との関わりの中で読書の楽しみを広げられるように、

「～ 広げよう 子ども達の本の世界 共につくろう ことば輝くまち～」

を基本目標とする。

## 8 第4次計画体系（案）

### 基本目標

～ 広げよう 子ども達の本の世界 共につくろう ことば輝くまち～

子ども達が心豊かに生きていくために、自ら読書を楽しみながら、人との関わりの中で読書の楽しみを広げ、子どもと大人が共にことば輝くまちをつくることを目指して、子どもの読書活動を推進していきます。

#### ■数値目標■

- \* 読書が好きな子どもの割合・・・90%以上
- \* 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合・・・5%増

(1) 自分から読書に親しめる  
環境づくり

(2) 自分から読書に親しめる  
機会づくり

(3) 子どもの読書活動を支える  
人材づくり

(4) 子どもの読書活動を支える  
しくみづくり

### 取組みの分野と方向性

目 標	家庭・地域	学 校	図書館
(1) 自分から読書に親しめる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の施設等における図書環境整備</li> <li>・市の施設等における図書に関する事業等の周知</li> <li>・障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館環境整備の充実</li> <li>・読書に関する情報発信</li> <li>・障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館環境整備の充実</li> <li>・市の施設等における図書に関する事業等の周知</li> <li>・読書に関する情報発信</li> <li>・障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実</li> </ul>
(2) 自分から読書に親しめる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から大人と一緒に本とふれあう機会づくり</li> <li>・家庭で親子が読書を楽しむ機会づくり</li> <li>・大人も子どもも楽しめる読書に親しむ機会づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの読書活動の実態把握</li> <li>・学校図書館の活用促進（読書を楽しむ、楽しさを共有する、楽しみ方を知る機会）</li> <li>・子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会づくり</li> <li>・障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人も子どもも読書に親しむ機会づくり</li> <li>・子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会づくり</li> <li>・障がい等のある子どもが読書に親しむ機会づくり</li> </ul>
(3) 子どもの読書活動を支える人材づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書活動に関わる人材育成</li> <li>・地域の読書活動の継続的な支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書リーダーの育成</li> <li>・更なる研修の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる講座の充実</li> <li>・読書活動に関わる人材への活動支援</li> <li>・子ども読書リーダーの育成</li> </ul>
(4) 子どもの読書活動を支えるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、地域、学校、図書館等が連携し課題解決を図るための ICT を活用した体制の強化</li> <li>・学校図書館支援センター、学校図書館及び図書館との連携の充実</li> <li>・子どもと本とメディアのよい関係づくりの啓発</li> <li>・共読の推進</li> </ul>		

### 計画の推進体制

#### 1. 子ども読書活動を推進するために体制を強化

「子ども読書活動推進会議」において、積極的に課題解決を図るための協議を行います。

#### 2. 関係機関等との連携

関係行政機関との連携に加え、事業者とも幅広く連携・協力します。

#### 3. 地域ボランティア等との共働

地域で活動している多くのボランティア等と共働します。

## 留守家庭子ども会の名称変更について

### 1 変更の理由

「留守家庭子ども会」という名称は、昭和 41 年度の事業開始当初から継続して使用しているが、この間の社会情勢の変化や、それに伴う役割の変化を踏まえ、現状に合った名称へ変更するもの。

	事業開始当初	現在
社会情勢	高度経済成長期による共働き家庭の増加や核家族化を背景に、放課後に家で孤独に過ごす留守家庭児童が増加し、その養護が課題。	保護者が就労で昼間家にいない家庭は一般的となり、「留守家庭」と表現することが見られなくなっている。
役割	家庭に代わる自然な姿での生活と望ましい交友関係を通じて、豊かな心情と健全な身体を養成するとともに、非行や交通事故等から子どもを守る。	子どもが安心して過ごせる生活の場を整えるとともに、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、子どもの自主性、社会性及び創造性の向上等を図る。

### 2 変更の方法

- ・保護者や支援員など利用関係者にアンケートを実施し、意見を集約（変更への意見、具体的な名称案等）
- ・アンケートの結果から放課後こども育成課にて名称案を 3 案程度に絞り込み。
- ・教育委員会会議にて選考のうえ名称（案）を決定。

### 3 スケジュール

11 月	利用関係者にアンケートを実施
12 月中旬	アンケート結果から放課後こども育成課にて名称（案）を絞り込み
1 月中旬	教育委員会会議で名称（案）を選考
3 月	議会に条例改正案を上程

【参考】政令市（19市）の状況 別紙一覧のとおり

## 政令市 放課後児童クラブの状況

都市名	事業名	各施設名称
大阪市	留守家庭児童対策事業（放課後児童クラブ）	各実施場所によって異なる
名古屋市	留守家庭児童健全育成事業（学童保育）	各実施場所によって異なる 学童保育所、留守家庭児童クラブ等
京都市	学童クラブ事業、放課後ほっと広場事業、地域学童クラブ事業	各実施場所によって異なる 学童クラブ事業：児童館 放課後ほっと事業：放課後ほっと広場 地域学童クラブ事業：学童クラブなど
横浜市	放課後児童クラブ（学童保育所）	各実施場所によって異なる 放課後児童クラブ、学童クラブなど
神戸市	放課後児童健全育成事業（学童保育）	各実施場所によって異なる 公立：児童館、学童保育コーナー 民間：学童保育所
北九州市	放課後児童クラブ（学童保育クラブ）	各実施場所によって異なる 放課後児童クラブ、学童クラブ等
札幌市	放課後児童クラブ（学童保育）	各実施場所によって異なる 公立：児童クラブ 民間：共同学童保育所、児童育成会など
川崎市	学童保育（放課後児童クラブ）	各実施場所によって異なる
広島市	放課後児童クラブ	公立：放課後児童クラブ 民間：各実施場所によって異なる
仙台市	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	各実施場所によって異なる
千葉市	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）	公立：子どもルーム 民間：各実施場所によって異なる
さいたま市	放課後児童クラブ	公立：放課後児童クラブ 民間：各実施場所によって異なる
静岡市	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
堺市	放課後児童対策事業	のびのびルーム
新潟市	放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）	ひまわりクラブ
浜松市	放課後児童会	各実施場所によって異なる
岡山市	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
相模原市	児童クラブ	児童クラブ
熊本市	放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）	公立：児童育成クラブ 民間：各実施場所によって異なる